

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成28年度（第3期）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 平嶋 壮州
評価点検部局	厚生労働省政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 牧野 利香
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月10日に法人の理事長・理事・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における平成 28 事業年度の所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		A	B	B	B	
評価に至った理由	項目別評価のうち、Aが2項目、Bが12項目となっており、また全体として評価を引き下げる事象もなかったため、「B」評価とした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	効率的な業務実施体制の確立については、特に情報セキュリティに関して外部有識者等の参加を得た上で強化を図った。また、累積欠損金が生じている林退共事業において、目標を達成し、過去最低の額となったこと、効果的な加入促進対策により加入者数が機構全体で目標値を上回ったこと、中退共の退職金未請求者への取組みにおいて、未請求率を1.4%台に抑制することができたなど、一定の成果を出している。 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特に翌年度以降にフォローアップが必要な事項や、中期計画の変更が必要となる事項等は認められなかった。
その他改善事項	その他において、改善が求められる事項は認められなかった。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特に改善命令が必要となる事項は認められなかった。

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
I 退職金共済事業							
1 確実な退職金支給のための取組							
(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	A	A	B	B		1-1	P.4
(2) 特定業種退職金共済事業	B	B	B	B		1-2	P.11
2 サービスの向上							
(1) 業務処理の簡素化・迅速化	A	B	B	B		1-3	P.24
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	B	B	B	B		1-4	P.27
(3) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B		1-5	P.31
3 加入促進対策の効果的実施	B	B	B	B		1-6	P.34
(1) 加入目標数							
(2) 加入促進対策の実施							
II 財産形成促進事業	B	B	B	B		1-7	P.49
1 融資業務について							
2 周知について							
3 勤労者財産形成システムの再構築							

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な業務実施体制の確立等	A	B	B	A		2-1	P.54
2 中期計画の定期的な進行管理							
3 内部統制の強化							
4 情報セキュリティ対策の推進							
5 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	B	B	B		2-2	P.62
(1) 一般管理費及び業務経費							
(2) 人件費							
(3) 契約の適正化の推進	A	B	B	B		2-3	P.65
III. 財務内容の改善に関する事項							
第3 財務内容改善に関する事項							
I 退職金共済事業							
1 累積欠損金の処理	A	A	C	A		3-1	P.68
2 健全な資産運用等	A	B	B	B		3-2	P.70
II 財産形成促進事業	A	B	B	B		3-3	P.80
III 雇用促進融資事業							
IV. その他の事項							
第4 その他業務運営に関する事項	A	B	B	B		4-1	P.84
第5 予算、収支計画及び資金計画							
第6 短期借入金の限度額							
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
第8 剰余金の使途							
第9 職員の人事に関する計画							
第10 積立金の処分に関する処分							

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組	(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	25年度 (23年度)	26年度 (24年度)	27年度 (25年度)	28年度 (26年度)	29年度 (27年度)	※()は 脱退年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率	平成 29 年度に 1%程度									予算額（千円）	—	—	—	—
実績値		1.59%	1.40%	1.42%	1.46%					決算額（千円）	—	—	—	—
(参考) 取組後前中期目標期間実績		20年度 (18年度)	21年度 (19年度)	22年度 (20年度)	23年度 (21年度)	24年度 (22年度)				経常費用（千円）	—	—	—	—
実績値		2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%				経常利益（千円）	—	—	—	—
(参考) 取組前実績		17年度 (15年度)	18年度 (16年度)	19年度 (17年度)						行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
実績値		3.01%	2.82%	2.73%						従事人員数	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。</p> <p>(1) 一般の中小企業退職金共済事業</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 確実な退職金支給のための取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組</p>	<p><定量的指標> ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度としているか。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。</p> <p>・退職時の被共済者の住所情報を把握するため</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組</p> <p>I 退職金共済事業</p> <p>1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業における退職金未請求者に対する取組</p> <p>退職金未請求者を縮減するため、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施するなどの効果的な対策の推進を図り、下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、退職等の理由により中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、取組開始前の2.8%前後に比して、平成28年度末（平成26年度に中退共を脱退。以下同じ。）の未請求率は1.46%と、3年連続で、取組開始前（2.8%前後）の概ね半分の水準である1.4%台に抑制することができた。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 新たな未請求退職金の発生防止については、2回目、3回目の請求手続要請や未請求者の在宅時間に焦点を合わせたテレホンアプローチを実施し、中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、平成28年度末（平成26年度に中退共を脱退。以下同じ。）は1.46%と、3年連続で、取組開始前（2.8%前後）の概ね半分の水準である1.4%台に抑制することができた。 平成25年1月1日の中小企業退職金共済法施行規則（厚生労働省令）改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に、当該住所を基に請求手続を要請している。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお未請求でいる被共済者に対して再度請求手続を要請した。 これらを踏まえBと評価する。</p> <p><評価の視点> ・事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。</p> <p>・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 以下の状況より、中期目標における所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評価をBとした。 未請求率を低下させるために、機構では種々の取組を実施していることが認められる。 具体的には、 ① 退職後3か月経過後でも未請求でいる被共済者に対し請求手続を要請 ② 退職後2年経過後直前においても未請求でいる被共済者に対し、再度（2回目）請求手続を要請 ③ 退職後5年経過（時効）直前においても未請求でいる被共済者に対し、3回目の請求手続を要請 ④ 未請求者の在宅時間に合わせて夜間、休日にも請求勧奨（外部委託） ⑤ 新規及び追加加入の被共済者への通知 ⑥ 被共済者の退職時の住所情報の把握などの取組を実施。 これらの取組により、平成28事業年度における未請求率は1.46%となったところであり、昨年度の取組結果に比べて0.04%未請求率が上昇する結果となったが、本人への住所確認の困難さとともに一部に退職金請求を望まない退職者がいるなど、この対策における取組の難易度を考慮し、今回の結果は概ね妥当なものであると評価できる。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策> 未請求退職金対策の取組については、これまでの取組に加えて、未請求のままとなっている実態の状況分析を行い、これに対応したより効果的な対応が求められる。</p>	

<p>① 今後の確実な支給に向けた取組</p> <p>未請求退職金の発生防止の観点から、</p> <p>・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること</p>	<p>度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。</p> <p>イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。</p> <p>i) 加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。</p> <p>ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。</p>	<p>イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成28年度においては、以下の取組を行う。</p> <p>i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知する。</p> <p>ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。</p>	<p>の取組を着実に実施しているか。</p> <p>・未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。</p> <p>・累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。</p> <p>・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。</p> <p>・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。</p>	<table border="1" data-bbox="914 121 2044 436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">脱退年度</th> <th colspan="2">取組前</th> <th colspan="10">取組後</th> </tr> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未請求率</td> <td>2.82%</td> <td>2.73%</td> <td>2.02%</td> <td>1.78%</td> <td>1.64%</td> <td>1.80%</td> <td>1.73%</td> <td>1.59%</td> <td>1.40%</td> <td>1.42%</td> <td>1.46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策</p> <p>従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成28年度においては、以下の取組を実施した。</p> <p>i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。</p> <p>加入通知書発送 共済契約者数 13,773 所 被共済者数 370,994 人</p> <p>ii) 「掛金納付状況票及び退職金試算票」（年1回発行）に綴られている「加入状況のお知らせ」について事業主を通じて被共済者あてに通知した。</p> <p>共済契約者 360,702 所 被共済者 3,309,088 人</p>	脱退年度	取組前		取組後										16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	未請求率	2.82%	2.73%	2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%	1.42%	1.46%	<p>握した。</p> <p>・退職後3か月経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。</p> <p>・「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄の住所情報を基に請求手続を要請。</p> <p>・「被共済者退職届」に住所情報がない対象事業所に対し、住所情報提供依頼。</p> <p>・住所情報提供依頼しても回答のない対象事業所に対しては、テレホンアプローチによる住所情報提供依頼。</p> <p>その後一定期間経過しても未請求となっている者に対する以下の取組を実施した。</p> <p>・脱退後2年経過後の未請求者に対して2回目の請求手続を要請。</p> <p>・脱退後5年経過前の未請求者に対して3回目の請求手続を要請。</p> <p>・脱退後5年以上経過した未請求者で、住所情報の取得ができた者のうち、未だ未請求である者（平成19年度脱退者）に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・ホームページへの年間を通しての掲載により周知を実施するとともに、「中退共だより15号」にて周知を行った。</p> <p>・脱退後2年経過直前の未請求者の率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、計画外の追加対策を実施した。</p> <p><課題と対応> 脱退後2年経過後の</p>	
脱退年度	取組前		取組後																																							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																															
未請求率	2.82%	2.73%	2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	1.59%	1.40%	1.42%	1.46%																															

<p>・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること</p> <p>・「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。</p>	<p>iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。</p> <p>iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過</p>	<p>iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。</p> <p>iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過</p>		<p>iii) 「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した（住所あり 97.01%）。</p> <p>iv) 退職後3か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。</p> <p>○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請者 19,708 人 <p>○「被共済者退職届」に住所情報のない事業所に対して、被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所提供依頼数 1,241 所 1,684 人 ・請求手続要請者 464 人 <p>○上記のほか、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続要請者 82 人 ・住所情報の提供依頼後、回答のなかった事業所に対するテレホンアプローチ（住所提供依頼数 427 所 652 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼（住所提供依頼数 43 所 49 人） <p>v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、請求勧奨文書の送付又はテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。</p>	<p>未請求率を3年連続で1.4%台に抑制することができたものの、これ以上の縮減には、請求権があることを認識しながら請求しない対象者を翻意させる必要のあることが確認された形である。なお、請求権を認識している未請求者への働き掛けについては、費用対効果の観点からの検討が必要である。</p> <p>平成28年度から未請求対策に住民基本台帳ネットワークを活用し、得た住所情報を基に29年度より請求手続の要請を実施する等により、住所不明者の削減を通じて更なる未請求率の縮減に努めることとする。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行</p>	<p>しても未請求となつてゐる被共済者に対して、再度請求手続を要請する。</p> <p>vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。</p> <p>vii) 前記 i)～vi) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的</p>	<p>しても未請求となつてゐる被共済者に対して、再度請求手続を要請する。</p> <p>vi) iv及びvにおいて住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。</p> <p>vii) 前記 i)～vi) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を実施した。</p> <p>○脱退後2年経過直前の未請求者に対し2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 5,816人</p> <p>○平成23年度脱退で脱退後5年経過直前の未請求者に対する3回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,514人</p> <p>vi) 未請求者で請求勸奨文書を受け取らなかった者のうち、住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である者について、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークを活用し、住所情報を入手した。</p> <p>vii) 前記 i)～vi) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を実施した。</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受け取らなかった者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 572人</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 264人</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,880人</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>○脱退後5年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,102人(平成19年度脱退者)</p>	<p>○脱退後2年経過直前の未請求者に対し2回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 5,816人</p> <p>○平成23年度脱退で脱退後5年経過直前の未請求者に対する3回目の請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,514人</p> <p>vi) 未請求者で請求勸奨文書を受け取らなかった者のうち、住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である者について、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークを活用し、住所情報を入手した。</p> <p>vii) 前記 i)～vi) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を実施した。</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受け取らなかった者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 572人</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 264人</p> <p>○脱退後2年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,880人</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>○脱退後5年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,102人(平成19年度脱退者)</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>的な対策として、既に住所が把握できている者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>な対策として、既に住所が把握できている者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p>	【平成 28 年度計画の対策】				
	請求勧奨の対象		依頼所数	依頼者数	手続要請者数
	①	「被共済者退職届」に住所情報ありの者 (27年12月～28年11月に提出された「被共済者退職届」を月ごとに取りまとめ、各月末日から3か月経過後(4か月目)に請求勧奨を実施。)	-	-	19,708人
	②	「被共済者退職届」に住所情報なしの者 (事業所に対する住所等の情報提供依頼:27年12月～28年11月に提出された「被共済者退職届」を月ごとに取りまとめ、各月末日から3か月経過後(4か月目)に依頼。) (※手続要請者は、27年10月～28年9月に脱退した分について、上記により事業所から情報提供があった者について実施。)	1,241所	1,684人	(※) 464人
	③	調査票(文書)により住所等の情報提供の依頼を行ったが、住所情報の回答がない事業所にテレホンアプローチを行い、得られた情報を基に手続要請 (上記②で依頼したもののうち27年10月～28年9月の対象者について実施)	405所	629人	82人
	④	調査票(文書)により住所等の情報提供の依頼を行ったが、住所情報の回答がない事業所へのテレホンアプローチにより得られた情報を基に手続要請 (脱退後2年経過直前の対象者のいる事業所で、これまでの文書による提供依頼で回答がない事業所に対して再依頼)	22所	23人	
	⑤	退職届の提出が遅れた(対策後)事業所への情報提供依頼により得られた情報を基に手続要請 (平成26年度脱退で、退職届の提出が遅れたことにより未だ請求要請をしていない対象者について実施)	43所	49人	
	⑥	平成26年度脱退の未請求者に2回目の手続要請	-	-	5,816人
	⑦	平成23年度脱退の未請求者に3回目の手続要請	-	-	1,514人
	⑧	平成19年度脱退に対する2回目の手続要請	-	-	1,102人
	小計 A		1,711所	2,385人	28,686人
	【平成 28 年度計画以外の取組】				
	請求勧奨の対象		依頼所数	依頼者数	手続要請者数
	平成26年度脱退の未請求者でこれまでの要請に回答がなかった者に再度手続要請		-	-	572人
	平成26年度脱退者で今年度の対策により、請求書の再発行をしたが請求手続のない者への手続要請		-	-	264人
平成26年度脱退者で今年度の対策を実施したが、反応のない者へ再度手続要請		-	-	1,880人	
小計 B		-	-	2,716人	
【合計】					
A+B		1,711所	2,385人	31,402人	

<p>③ 加入者への周知広報 引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>ハ 周知の徹底等 i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができることとしており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、順次追加掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。</p> <p>ニ 調査、分析 これまでに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等 i) 新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、回答のあった13,562件のうち、掲載承諾を得られた6,749件について追加掲載した。 平成29年3月末の掲載数282,887件 ii) 中退共ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) 共済契約者向け情報誌「中退共だより15号」に未請求に関する注意喚起文を掲載した（平成28年4月発送）。</p> <p>ニ 調査、分析 脱退後2年経過直前の未請求者の率が昨年度より上回っている状況を踏まえ、実施時期を早め計画外の追加対策を実施した。</p> <p><平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況> ○脱退後2年経過直前の未請求者で、書留保管期間経過により要請通知が返送となった者に対して、再度文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 572人 ○脱退後2年経過直前の未請求者で、今年度請求勧奨を行ったところ当該未請求者からの依頼があり退職金請求書を再発行したが、その後も請求手続のない者に対して文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 264人 ○脱退後2年経過直前の未請求者で、今年度請求勧奨を行ったが反応のない者に対し再度、文書で請求手続を要請した。 ・請求手続要請者 1,880人</p>		
---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (2) 特定業種退職金共済事業		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度共済手 帳貼付未確認額 (累計額)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時(24年度)から100億円程度減少								予算額(千円)	—	—	—	—
減少額			27億円 増加	15億円 増加	17億円 増加	32億円 増加			決算額(千円)	—	—	—	—
									経常費用(千円)	—	—	—	—
									経常利益(千円)	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 特定業種退職金共済事業</p> <p>① 建設業退職金共済事業における長期未更新者への取組</p> <p>・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。</p> <p>・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、</p>	<p>(2) 特定業種退職金共済事業</p> <p>① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基</p>	<p>(2) 特定業種退職金共済事業</p> <p>① 建退共事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住民基</p>	<p><定量的指標></p> <p>・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。併せて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図っているか。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。</p> <p>・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。</p> <p>・重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。</p>	<p>(2) 特定業種退職金共済事業</p> <p>① 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（115,381件）。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した（584,662件）。</p> <p>iii) 長期未更新者調査（平成24年度に手帳更新がされた者のうち、平成27年度末に至るまで手帳更新がされていない者を対象）の調査対象被共済者23,714人のうち、住所判明者15,261人（納付実績24月以上6,939人、納付実績12月以上23月以下8,322人）に対し、退職金請求手続の要請等を行った（平成29年2月）。</p> <p>手帳更新した者 4,019人</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組みの効果が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を進めるとともに、外部有識者による検討会において新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換を行い報告書を取りまとめた。</p> <p>建退共事業においては共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、24年度と比較して約32億円増加した。これらを踏まえBと評価する。</p> <p><評価の視点></p> <p>・新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。</p> <p>・遅くとも平成27年度末までに行うこととした退職金請求勧奨等を効率的に実施するためのシステムの改修については、システムの安定稼動を優先するため、平成28年4月の政令改正に係るシステム改修を行った後、調査実施に影響しないようスケジュール調整し、28年6月末に実装した。</p> <p>・被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下の状況より、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>定量的指標については、前中期目標期間の終了時から約32億円増加しているが、共済証紙の販売時と貼付確認時（共済手帳の更新時に当該確認を行っている）には2年近くのタイムラグが存在しており、この間に、建設工事が増加したことにより証紙販売が増加すると貼付確認額との差額が増加する傾向にあるため、この要因を除き評価した。</p> <p>主な取組としては、新規加入時や手帳更新時に把握した住所情報をデータベース化したことに加え、長期未更新者縮減対策についても、過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査を実施し得られた住所情報をデータベース化したこと、共済手帳の更新時に退職の際には請求等の手続をとるよう要請を行ったこと、各種広報誌等により退職金請求を働きかけたことなどの取組が行われことは評価できる。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>これまでの取組を一層進めていく必要があると共に、現中期目標期間があと1年で終了することから、より効率的に長期未更新者対策を行うため住基ネットの活用や被共済者重複チェックシステムの活用に加えて、業界からの引退の意思確認の方法の検討や長期未更新者に係る長期の事務管理コストの削減の検討など、更なる対策の検討と取組が必要である。</p>	

<p>過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。</p> <p>・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。</p> <p>・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。</p>	<p>本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>v) 前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層につ</p>	<p>本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>v) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を完了させる。</p>	<p>・共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。</p> <p>・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。</p> <p>・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長</p>	<p>退職金請求した者 2,508人 退職金請求した者のうち、 24月以上納付実績の者 1,878人 12月以上23月以下の納付実績の者 630人</p> <p>【長期未更新者調査】</p> <table border="1" data-bbox="985 296 2033 464"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査件数(a)</td> <td>28,159人</td> <td>27,465人</td> <td>24,725人</td> <td>23,714人</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数(b)</td> <td>3,114人</td> <td>3,100人</td> <td>3,806人</td> <td>4,019人</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数(c)</td> <td>1,172人</td> <td>1,467人</td> <td>1,879人</td> <td>2,508人</td> </tr> <tr> <td>割合((b+c)/a)</td> <td>15.2%</td> <td>16.6%</td> <td>22.9%</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv) 平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がなされていない者(16,958人)のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した13,012人(納付実績24月以上3,807人、納付実績12月以上23月以下9,205人)に対し退職金請求手続の要請等を行った(平成29年10月20日)。</p> <p>手帳更新した者 748人 退職金請求した者 1,069人 退職金請求した者のうち、 納付実績24月以上の者 518人 納付実績12月以上23月以下の者 551人</p> <p>住民基本台帳ネットワークの活用については、対応するシステムを構築(平成28年12月)し、上記iii)・iv)の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会(7,397人)を実施(平成29年3月)し、住所判明した者(1,859人)に対し改めて退職金請求手続の要請等を行う(平成29年5月実施)。</p> <p>v) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の、入力作業を引き続き実施し完了させた。 平成28年度入力件数 290,250件</p> <p>《参考》 1,137,059件(平成24年度末未登録者・A) 1,137,059件(登録済累計・B) 0件(未登録者残(A-B))</p>		25年度	26年度	27年度	28年度	調査件数(a)	28,159人	27,465人	24,725人	23,714人	手帳更新者数(b)	3,114人	3,100人	3,806人	4,019人	退職金請求者数(c)	1,172人	1,467人	1,879人	2,508人	割合((b+c)/a)	15.2%	16.6%	22.9%	27.5%	<p>支払い漏れを防止した。</p> <p>・共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。</p> <p>・清退共、林退共においては過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>・関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>清退共・林退共においては、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>・長期未更新者縮減対策の準備を行った。 ・建退共事業において、被共済者の生年月日等が</p>	
	25年度	26年度	27年度	28年度																											
調査件数(a)	28,159人	27,465人	24,725人	23,714人																											
手帳更新者数(b)	3,114人	3,100人	3,806人	4,019人																											
退職金請求者数(c)	1,172人	1,467人	1,879人	2,508人																											
割合((b+c)/a)	15.2%	16.6%	22.9%	27.5%																											

	<p>いては遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。</p> <p>なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p>	<p>vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。</p> <p>vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p>	<p>期末更新者縮減方策をとっているか。</p> <p>・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。</p>	<p>vi) 新規加入者及び退職者に対する重複チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者に対する重複チェック 平成28年度新規加入者 115,381人 うち重複加入者 2,323人 ・退職者に対する重複チェック 平成28年度退職者 55,213人 うち追加支給者 221人 支給額 43,262千円 <p>vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部 広告掲載 18件 <p>viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p>	<p>未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施し完了させた。</p> <p>・共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。</p> <p><課題と対応> 次年度以降の課題としては、長期未更新者対策への引き続きの取組と、共済証紙販売額の累計と貼付確認額の差額の縮減が挙げられる。</p> <p>うち前者については、被共済者の年齢等を勘案した取組みを行うこと並びに引き続き住民基本台帳ネットワークを活用する等により、長期未更新者対策に努めることとする。</p> <p>後者については、引き続き共済証紙の適正な貼付に向けた取組を行い、差額の縮減に努めることとする。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。</p> <p>② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>・共済契約者へ</p>	<p>ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年</p>	<p>ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年</p>		<p>ix) 本部相談コーナー及び支部窓口における証明書発行時などの各種機会をとらえ、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、その意思がある場合は被共済者へ退職金の請求をするよう指導を要請した。</p> <p>ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の入力作業を引き続き実施し完了させた。(再掲) ・外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換(聴取)を行い報告書の取りまとめを行った。 <p>ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 過去2年間手帳の更新手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請(要請文書の送付15,490所)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次々年度調査 <p>平成26年度調査において、履行の意思があると回答した契約者(7,424事業所のうち、さらに2年間履行の無い契約者(4,396事業所)を対象に調査を実施し、再度、適切な措</p>		
---	--	--	--	---	--	--

<p>の手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。</p> <p>・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。</p> <p>③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p>	<p>間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。</p> <p>ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。</p> <p>② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p>	<p>間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。</p> <p>ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。</p> <p>iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請する。</p> <p>② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p>	<p>置をとるよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認ができた契約者 (1,529事業所) ・ 契約解除契約者 (2,867事業所) <p>ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入・履行証明書発行枚数 99,755枚 <p>iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。</p> <p>併せて、平成28年4月の法改正に伴う退職金予定運用利回り変更による退職金額の改定及び退職金の不支給期間等について周知広報を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不支給期間の短縮(12月以上24月未満)により、退職金を支給した人数・金額 4,568人 193,610千円 (平均支給額 42千円) ・ 本部相談コーナー及び支部窓口において、証明書発行の都度、共済契約者に対して、受払簿の普及、正確な記載を要請した。 ・ 制度説明会 41会場 参加人数4,298人 <p>共済証紙販売額の累計と貼付累計額の差額については、平成24年度末と比較して約32億円増加した。</p> <p>② 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p>		
--	---	---	---	--	--

<p>・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。</p> <p>・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。</p>	<p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii)に</p>	<p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii)に</p>	<p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた。 データベース化131件</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。 データベース化1,343件</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した(平成28年9月 16所 20人)。</p> <div style="text-align: center;">平成28年度</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新 (含移動通算)</th> <th>退職金請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住</p>	調査対象者	手帳更新 (含移動通算)	退職金請求	20人	5人	6人		
調査対象者	手帳更新 (含移動通算)	退職金請求									
20人	5人	6人									

<p>・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。</p>	<p>よっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修及</p>	<p>よっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p>		<p>所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう6人に要請した。</p> <p>v) 平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がなされていない者(2人)のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した1人に対し退職金請求手続の要請等を行った。(平成28年12月)</p> <p>手帳更新した者 0件 退職金請求した者 0件</p> <p>住民基本台帳ネットワークの活用については、上記iii)・iv)の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会(10人)を実施(平成29年3月)したが、住所判明者はいなかった。(平成29年4月)</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p>	<p>び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p> <p>vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における長期未更</p>	<p>vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における長期未更</p>		<p>vi) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 業界紙等に注意喚起の記事を掲載した。 ・日杜連情報（平成29年1月15日号） ・醸界タイムス（平成28年9月23日号）</p> <p>vii) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 （平成28年7月 1,945所、平成29年2月 1,924所）</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討した。 ・被共済者の就労状況を把握するため、平成29年度に実態調査を実施することを決定した。</p> <p>③ 林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p>		
--	---	---	--	--	--	--

・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。

新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更

新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更

イ 確実な退職金支給のための取組

- i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた。
 - ・データベース化 1,768件
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。
 - データベース化15,608件
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した（平成28年8月 118所 189人）。

平成28年度		
調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求
189人	40人	46人

	<p>新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>vi) 前記 v) の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度</p>	<p>新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p>		<p>iv) 前記 iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう177人に要請した。</p> <p>v) 平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がなされていない者（63人）のうち、更新申請書による住所補完等により住所判明した46人に対し退職金請求手続の要請等を行った。（平成28年12月）</p> <p>手帳更新した者 0件 退職金請求した者 6件</p> <p>住民基本台帳ネットワークの活用については、上記 iii)・v) の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会（35人）を実施（平成29年3月）し、住所判明した者（7人）に対し改めて退職金請求手続の要請等を行った。（平成29年4月）</p>		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>末以降の状況を集計できるようにする。</p> <p>なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p> <p>vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省</p>	<p>vi) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>vii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未</p>		<p>vi) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した（平成28年10月11日）（掲載市町村56件）。</p> <p>林野庁メールマガジン（平成28年9月20日号）にも同内容の呼びかけを掲載。</p> <p>vii) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した（平成28年7月3,225所、平成29年1月3,203所）。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

		と連携しながら 検討する。	更新者の縮減 方策を厚生労 働省と連携し ながら検討す る。				
--	--	------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目標の処理期間内における退職金等支給実施									予算額(千円)	—	—	—	—
中退共事業	受付から25日以内に退職金等の支給を行う								決算額(千円)	—	—	—	—
達成度		100%	100%	100%	100%				経常費用(千円)	—	—	—	—
建退共事業 清退共事業 林退共事業	受付から30日以内に退職金の支給を行う								経常利益(千円)	—	—	—	—
達成度		100%	100%	100%	100%				行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
<p>2 サービスの向上</p> <p>(1) 業務処理の効率化</p> <p>加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。</p>	<p>2 サービスの向上</p> <p>(1) 業務処理の簡素化・迅速化</p> <p>① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。</p> <p>i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）</p> <p>ii) 建退共事業においては、受付から30日以内</p>	<p>2 サービスの向上</p> <p>(1) 業務処理の簡素化・迅速化</p> <p>① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。</p> <p>② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。</p> <p>i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）</p> <p>ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付か</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、受付から25日以内。 ・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。 	<p>2 サービスの向上</p> <p>(1) 業務処理の簡素化・迅速化</p> <p>① 諸手続・事務処理の再点検を行い、平成28年度の改善実績のとりまとめ及び平成29年度の「事務処理改善計画」の取りまとめを行った。</p> <p>【平成28年度事務処理改善実績（計画に基づくもの）】</p> <p>機構内事務処理に関すること 8件</p> <p>【主な改善実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法施行に伴う様式及び記入例の作成を行った。 ・勤労者財産形成システムの再構築に伴い、業務運用等のマニュアルを作成した。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を平成29年4月から順次、記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式に移行するための準備をした（中退共事業）。 ・中小企業退職金共済法の改正、マイナンバー法の施行に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした（建退共事業）。 ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行った（清退共事業・林退共事業）。 <p>② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金等支給を行った。</p> <p>i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）を維持した。</p> <p>ii) 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>退職金等支給に係る処理期間について、各事業とも年度計画の目標を達成した。</p> <p>これらを踏まえBと評価する。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務における事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成28年度の実績をとりまとめ及び平成29年度の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 ・事務手続の迅速化を図るとともに震災、大雨、台風等による災害救助適用地域についても特例措置を迅速に実施した。 <p><課題と対応></p> <p>平成28年度においても着実に事務処理の改善を行ってきたところであるが、中小企業退職金共済法の改正等が行われたことを踏まえ、より一層事務処理の改善を行い、業務効率化に結びつけることが重要である。</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下の状況により、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>契約及び退職金給付について、目標の処理期間内に事務処理が行われた。また、諸手続・事務処理等の再点検を行うとともに、平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴う諸手続の変更に係る被共済者への周知等を行ったことなど、加入者の諸手続の簡略・迅速化及び事務処理の簡素合理化・迅速化に取り組んだ。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>従業員が転職した場合の退職金通算制度の拡充や住基ネットワークの活用を通じた未請求防止対策の強化、特定退職金共済事業から中退共制度へ移換など、平成28年4月に施行した中退法の改正内容を踏まえ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。</p>	

	iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内	ら 30 日以内	<p><平成 27 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>共済契約者から取得した情報に基づき請求手続を要請したものの、住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である被共済者に対し、住民基本台帳ネットワークを活用して最新の住所情報を得た。</p>		
--	------------------------------------	----------	---	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
									予算額(千円)	—	—	—	—	
									決算額(千円)	—	—	—	—	
									経常費用(千円)	—	—	—	—	
									経常利益(千円)	—	—	—	—	
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
<p>(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。</p> <p>引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。</p>	<p>(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。</p> <p>② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇</p>	<p>(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討する。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。</p> <p>② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。</p> <p>・コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。</p> <p>・相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。</p>	<p>(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>① ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見を集計した（システム切替えの為平成28年10月1日から集計）。</p> <p>・法改正などに伴い、Q&Aの加除修正を行った（3件）。</p> <p>○ Q&Aに対する意見等件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>参考になった</th> <th>どちらでもない</th> <th>ならなかった</th> <th>コメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>463件</td> <td>388件</td> <td>26件</td> <td>49件</td> <td>69件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載するとともに、個別の相談業務を電話により行うなど、引き続きサービスの向上を図った。</p> <p>(中退共事業)</p> <p>・平成29年度「掛金納付状況票及び退職金試算票」「加入状況のお知らせ」について、より見やすい表記とするためのシステム変更等含め、作成・発送の準備及び入札を行い、業者を決定した（平成28年12月）。</p> <p>・ホームページより加入者が行える諸手続としての加入証明書電子申請・自動交付システム稼働周知に努め、電子申請利用率が84.4%まで拡大した。（27年度75.4%）</p> <p>② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。</p> <p>○ ホームページからの「ご意見・ご質問」受付件数は、1,284件であった。内、苦情は26件であった。苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした（機構15件、中退共966件、建退共212件、清退共1件、林退共14件、財形76件）。</p> <p>○ 相談窓口を設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数は、251件であった。内、「役に立たなかった」、「全く役に立たなかった」との回答はなく、苦情意見も寄せられなかった。</p> <p>回答 251 お礼意見 16 苦情意見 0 相談用件 349</p>	合計	参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	463件	388件	26件	49件	69件	<p><評定と根拠> 評定：B 災害発生時には、掛金納付期限の延長手続などに関する情報を即日ホームページに掲載するなど、情報の迅速な提供と充実に努めた。</p> <p>更に情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。</p> <p>これらを踏まえBと評価する。</p> <p><評価の視点> ・災害による被災者に対する見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。</p> <p>・情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。</p> <p>・ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約350万件に達した。</p> <p>・より良いお客様サービスの提供を目指しコールセンター業務の充実を図るため、コールセンター業務の見直しを継続的に実施した。</p> <p>・中退共事業においては「改訂退職金共済手帳」の発送に合わせ相談業務対応マニュアルを整備し、周知を行った。</p> <p>・建退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務にかかる正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 以下の状況により、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>被共済者等からの照会や要望等に対してホームページの有効活用を図る等により、情報提供や加入者からの意見等に対応した。</p> <p>さらに、災害発生時の情報提供の充実、中退法改正を踏まえた相談業務対応マニュアルの整備等、より良い利用者サービスの提供を目指し、コールセンター業務の充実を図るため業務の見直しを継続的に実施したことも評価できる。</p>
合計	参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント												
463件	388件	26件	49件	69件												

切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。

③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。

定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターにおいて顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。

③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。

④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。

○相談窓口を設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数

合計	非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたたなかった	全く役にたたなかった	お礼意見	苦情意見	その他意見
251件	186件	62件	3件	0件	0件	16件	0件	0件

(中退共事業)

- ・お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員を対象にコールセンターでの電話対応等の講習を行った（平成28年11月参加者21名）。
- ・相談業務について懇切丁寧な対応を行うとともに「改訂退職金共済手帳」の発送に合わせ相談業務マニュアルを整備し周知を行った。

(建退共事業)

- ・相談業務については、懇切丁寧な対応をした。

相談対応件数 6,567件

(清退共事業)

- ・相談員連絡会(5月)を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。

③ (中退共事業)

- ・ホームページを活用し、災害救助法適用地域の共済契約者及び被共済者に対し、お見舞いメッセージを掲載するとともに災害救助法適用による掛金納付の延長を掲載した（平成28年4月、平成28年9月、平成28年10月、平成28年12月）。
- ・平成28年度分の「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した（平成28年5月）。
- ・厚生年金基金からの移換検討事業所へのサービスのため、「解散存続厚生年金基金からの移換シミュレーション」を28年度に対応したものに修正し、掲載した（平成28年4月）。

(建退共事業)

- ・ホームページを活用し、災害救助法適用地域の共済契約者及び被共済者に対し、お見舞いメッセージを掲載するとともにホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。

(清退共事業・林退共事業)

- ・ホームページを活用し、災害救助法適用地域の共済契約者及び被共済者に対し、お見舞いメッセージを掲載するとともに特例措置の情報提供を行った（平成28年4月、平成28年8月、平成28年10月、平成28年12月）。

④ 各部署からの要望等から、ホームページを適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。

【主な更新情報】

- ・平成28事業年度計画
- ・平成27事業年度財務諸表
- ・平成27年度事業報告書・業務実績等報告書
- ・平成27事業年度資産運用評価報告書
- ・四半期ごとの資産運用実績
- ・資産運用委員会の議事要旨
- ・監事の意見・監査法人の監査結果
- ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載
- ・加入企業・受給者の声（建退共事業）
- ・最新住宅ローン金利の掲載（財形部）
- ・財形持家転貸融資金利改定について（財形部）
- ・財形融資ご利用者の声を掲載（財形部）
- ・子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について（財形部）
- ・中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について（財形部）
- ・平成28年度理事長表彰受賞者（92事業所）（建退共事業）

応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。

<課題と対応>

平成28年度においても着実に情報提供の充実を図ってきたところであるが、共済契約者や被共済者の利便性の増大を図る観点からも、今後も引き続き充実のための対策に取り組む必要がある。

					・建退共制度に関する検討会報告書（建退共事業）		
--	--	--	--	--	-------------------------	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (3) 積極的な情報の収集及び活用		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額(千円)	—	—	—	—
									決算額(千円)	—	—	—	—
									経常費用(千円)	—	—	—	—
									経常利益(千円)	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評 定	
<p>(3) 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。</p>	<p>(3) 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p> <p>② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。</p>	<p>(3) 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参加会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。</p> <p>② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。</p> <p>③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。</p> <p>・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。</p>	<p>(3) 積極的な情報の収集及び活用</p> <p>① 中退共・特退共同参加会(平成28年12月、平成29年3月)を2回開催し、各共済事業の事業運営状況、機構の平成27事業年度の業務実績及び評価結果、機構の平成29事業年度計画について報告を行った。</p> <p>また、資産運用委員会において運用の基本方針上の基本原則である「安全かつ効率的な運用」の解釈について「必要な収益を最低限のリスクで確保する」とすることで認識を統一し、中退共資産等に係る基本ポートフォリオの見直しを行ったことについて報告したほか、情報セキュリティに関する対応状況、建退共制度に関する検討状況についての報告を行い、参加からの意見を聴取した。</p> <p>なお、建退共事業では外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換(聴取)を行い報告書の取りまとめを行った(再掲)。</p> <p>この報告書を踏まえ、退職受給資格のない者で加入後10年を経過した者については、制度加入の実態と乖離するおそれがあるため、統計上の被共済者の算定から除外することとした(平成28年度末の被共済者数の公表より実施)。</p> <p>② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料及び以下の資料をホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業概況、事業月報」(中退共事業・建退共事業) ・「事業季報」(清退共事業・林退共事業) <p>③ 社会保険労務士を対象に「退職金共済制度の実態に関する調査」を平成28年10月に実施した(25,366人、有効回答数2,618人、有効回答率10.3%)。</p> <p>今回の調査は、「中退共制度のメリット・デメリット」、「中退共制度の取り扱いの有無」などについて設問を設けた。</p> <p>中退共制度のメリットについてたずねたところ、「掛金が全額非課税になる」の割合が64.0%、「退職金が確実に支払われる」が60.0%、デメリットについては「懲戒解雇でも退職金が支払われる」が62.7%、「どんな場合でも掛金が会社に返還されない」が57.5%であった。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>参加会を2回開催して外部有識者の意見を聴取した。</p> <p>また、中退共事業において、社会保険労務士を対象に「退職金共済制度の実態に関する調査」を実施し、制度検討の基礎資料として結果をホームページに公表した。また、建退共事業では「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換(聴取)を行い報告書の取りまとめを行った</p> <p>これらを踏まえBと評価する。</p> <p><評価の視点> ・外部の有識者で構成する中退共・特退共同参加会を開催し、各共済事業の事業運営状況、機構の27事業年度の業務実績及び評価結果、機構の29事業年度計画について報告を行った。</p> <p>また、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する検討状況についての報告を行い、参加からの意見を聴取した。</p> <p>・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。</p> <p>・中退共事業において、毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。また、社会保険労務士を対象に「退職金共済制度の実態に関する調査」を実施し「中退共制</p>	<p>評 定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 以下の状況により、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>参加会を複数回開催して外部有識者からの意見聴取を行ったことや社会保険労務士に対して退職金の実態調査を実施するなど、勤退機構の取組に関する意見・要望等の情報を収集してサービス向上を図るための資料として活用が行われている。</p> <p>また、毎月の各退職金共済事業への加入状況や退職金支払い状況に関する統計資料をホームページへ掲載することによって被共済者等への情報提供を行っている。</p>	

			<p>望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。</p>	<p>また、中退共制度の取り扱いの有無についてたずねたところ「取り扱ったことがある」の割合が 61.0%、「取り扱ったことがない」が 37.8%であった。</p> <p>なお、平成 29 年 2 月に調査結果の報告書を作成し、調査結果をホームページで公表した（平成 29 年 3 月）。</p>	<p>度のメリット・デメリット」、「中退共制度の取り扱いの有無」などを把握し、今後の中退共制度のあり方を検討する基礎資料とし、調査結果をホームページに公表した。</p> <p>・建退共事業において、外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換（聴取）を行い報告書の取りまとめを行った。</p> <p><課題と対応> 平成 28 年度においても着実に情報収集及び活用を図ってきたところであるが、事業改善は不断の努力が重要であり、引き続き情報収集及び活用に努めることが重要である。</p>	
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	I 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的实施 (1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	(参考)前中期目標期間達成率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入目標数									予算額(千円)	—	—	—	—
機構	2,176,150人	2,595,250人	443,240人	439,235人	435,230人	431,225人	427,220人		決算額(千円)	—	—	—	—
中退共事業	1,620,000人	1,943,000人	324,000人	324,000人	324,000人	324,000人	324,000人		経常費用(千円)	—	—	—	—
建退共事業	545,000人	640,000人	117,000人	113,000人	109,000人	105,000人	101,000人		経常利益(千円)	—	—	—	—
清退共事業	650人	750人	140人	135人	130人	125人	120人		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
林退共事業	10,500人	11,500人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人		従事人員数	—	—	—	—
加入者数【達成率】													
機構		2,671,992人【103.0%】	443,121人【100.0%】	469,876人【107.0%】	479,147人【110.1%】	488,274人【113.2%】							
中退共事業		2,019,494人【103.9%】	315,653人【97.4%】	338,185人【104.4%】	355,781人【109.8%】	370,994人【114.5%】							
建退共事業		639,850人【100.0%】	125,590人【107.3%】	129,734人【114.8%】	120,860人【110.9%】	115,381人【109.9%】							
清退共事業		767人【102.3%】	142人【101.4%】	137人【101.5%】	134人【103.1%】	131人【104.8%】							
林退共事業		11,881人【103.3%】	1,736人【82.7%】	1,820人【86.7%】	2,372人【113.0%】	1,768人【84.2%】							

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																															
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																							
					業務実績			自己評価		評価																					
	<p>3 加入促進対策の効果的実施</p> <p>中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。</p> <p>これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。</p>	<p>3 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数</p> <p>中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。</p> <p>① 中退共事業においては 1,620,000人</p> <p>② 建退共事業においては 545,000人</p> <p>③ 清退共事業においては 650人</p> <p>④ 林退共事業においては 10,500人</p> <p>合計 2,176,150人</p> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。</p> <p>なお、各退職金共済事業への</p>	<p>3 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数</p> <p>平成28年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。</p> <p>① 中退共事業においては 324,000人</p> <p>② 建退共事業においては 105,000人</p> <p>③ 清退共事業においては 125人</p> <p>④ 林退共事業においては 2,100人</p> <p>合計 431,225人</p> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。</p> <p>なお、各退職金共済事業への</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計） 中退共事においては 1,620,000人 建退共事業においては 545,000人 清退共事業においては 650人 林退共事業においては 10,500人 <p>合計 2,176,150人</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。 <p>・個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。</p>	<p>3 加入促進対策の効果的実施</p> <p>(1) 加入目標数</p> <p>平成28年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>28年度</th> <th>機 構</th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標（人）</td> <td>431,225</td> <td>324,000</td> <td>105,000</td> <td>125</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>加入実績（人）</td> <td>488,274</td> <td>370,994</td> <td>115,381</td> <td>131</td> <td>1,768</td> </tr> <tr> <td>達成率（%）</td> <td>113.2</td> <td>114.5</td> <td>109.9</td> <td>104.8</td> <td>84.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>中退共事業においては、引き続き例年実施している周知広報及び加入勧奨に取り組む一方、インターネットも活用した広報施策も強化する中、労働需給の逼迫を受けた福利厚生施策充実機運の高まりもあって、加入目標の達成率は114.5%となった。</p> <p>建退共事業においては、公共工事発注機関に対し受注者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書の徴収、現場標識の掲示の指導等の要請を継続的に行うなど加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施した結果、加入目標の達成率は109.9%であった。</p> <p>清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、加入目標の達成率は104.8%であった。</p> <p>林退共事業においては、秋田県林業大学校の訪問及び将来の林業就労者に対する林退共制度についての説明会の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布などを積極的に行ったが、加入目標の達成率は84.2%であった。</p> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を実施した。</p> <p>なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行った。</p> <p>また、必要に応じて理事長をはじめとする役員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。</p>	28年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標（人）	431,225	324,000	105,000	125	2,100	加入実績（人）	488,274	370,994	115,381	131	1,768	達成率（%）	113.2	114.5	109.9	104.8	84.2	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>加入目標の達成に向け、マスメディアを積極的に活用する等、各事業において様々な積極的取組を行った結果、林退共以外の退職金共済事業において目標を達成した。</p> <p>機構全体として達成率100%を超えたため、Bと評価する。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布し退職金制度の効果的な周知広報を行い、10月を加入促進強化月間とし、ポスター、パンフレット等を活用した集中的な周知広報活動を実施した。 中退共事業においては、個別企業訪問等を積極的に実施したほか、インターネットを活用した広報活動の強化など効果的な加入促進対策を行った。 建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 清退共事業、林退共事業においては、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 中退共事業、建退共事業では、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行った。 清退共事業、林退共事業では、広報資料を配布 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>以下の状況により種々の対策を立てて取組を実施しており、その結果中期目標において掲げる所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評価をBとした。</p> <p>加入促進について林退共では加入目標を下回ったものの全体としては目標を達成した。また、パンフレットやポスターによる周知広報のほかに、YouTubeを活用した動画配信、事業主団体の広報誌を活用した周知活動、10月の加入促進強化月間を中心としたマスメディアを活用とした広報、建退共では公共工事現場への「建退共」標識の掲示の取組などが行われるとともに、個別事業主に対する加入勧奨として相談員や普及推進員による傘下事業主への働きかけ、機構トップセールスの実施など、各種加入促進対策の実施については評価できる。</p>
28年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																										
加入目標（人）	431,225	324,000	105,000	125	2,100																										
加入実績（人）	488,274	370,994	115,381	131	1,768																										
達成率（%）	113.2	114.5	109.9	104.8	84.2																										

	<p>加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動</p> <p>イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>ロ 関係官公庁及び関係事業</p>	<p>加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <p>また、必要に応じて理事長をはじめとする役員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動</p> <p>イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、支部、コーナー等)に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ及びYou Tube上で配信する。</p> <p>ロ 関係官公庁及び関係事業</p>	<p>・関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。</p> <p>・他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。</p>	<p>① 広報資料等による周知広報活動</p> <p>イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業2か所、建退共事業1か所)に備付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1062 976 2018 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット等の配布</td> <td>1,800部</td> <td>64,087部</td> <td>470部</td> <td>470部</td> </tr> <tr> <td>備付け先</td> <td>2か所</td> <td>48か所</td> <td>47か所</td> <td>47か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・備付け先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4共済制度のパンフレットを相互に備付けている。</p> <p>○中退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を作成し、本部の相談窓口や各コーナーに備付けて配布した。 ・YouTube上で制度紹介用動画を配信した(アクセス数は5,042件)。</p> <p>○建退共事業においては、 ・YouTube上で配信している動画のアクセス数は、13,785件。</p> <p>○清退共事業・林退共事業においては、 ・制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構(本部、支部)に備付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った(本部備付けパンフレット各20、支部備付けパンフレット各470)。</p> <p>ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲</p>		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	1,800部	64,087部	470部	470部	備付け先	2か所	48か所	47か所	47か所	<p>するとともに、これらの機関が発行する広報誌等へ記事掲載を依頼した。</p> <p>・中退共事業では、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけ、新たに4自治体が補助制度を開始した。</p> <p>・建退共事業においては、公共工事発注者に対し、受注業者による「建退共現場標識」の提示をするよう要請した。</p> <p>・林退共事業では、国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を行った。</p> <p><課題と対応> 平成28年度は目標を達成したものの、景気要因の寄与度も大きいと思われる中、引き続き工夫を凝らして加入促進対策に取り組むことが必要である。</p>	
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																	
パンフレット等の配布	1,800部	64,087部	470部	470部																	
備付け先	2か所	48か所	47か所	47か所																	

主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。
また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。

ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを

載を依頼した。

【広報資料の窓口備付】

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
依頼した団体等の数	6,929件	2,526件	274件	445件
資料配布部数	234,406部	41,857部	3,435部	5,307部

【記事掲載依頼】

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
依頼した団体等の数	2,727件	1,549件	271件	434件
掲載件数	1,533件	166件	3件	2件

○中退共事業においては、

- ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
(窓口備付け依頼 6,929件 234,406部)
(記事掲載依頼 633件)
- ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した(2,094件)。
(内訳 職員：63件、普及推進員等：2,031件)

○建退共事業においては、

- ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- ・広報資料の窓口備付け依頼 2,526か所(平成28年6月)
うち 窓口備付 219か所
- ・広報記事の掲載依頼 1,549団体(平成28年6月)
うち 記事掲載 166団体
- ・制度紹介用動画(DVD)の配布 646枚
- ・職業能力開発センター(47か所)、訓練センター(18か所)に対し、退職金制度の周知のためパンフレットの窓口備付けを依頼した(平成28年5月)。

○清退共事業においては、

- ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- ・広報資料配布 274所 3,435部
- ・記事掲載依頼 271所 うち、記事掲載 3件
(「酒造情報9月号」、「醸界タイムス平成28年9月25日号」、「酒造情報(HP)9月号」)

○林退共事業においては、

- ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。
- ・広報資料配布 445所 5,307部
- ・記事掲載依頼 434所 うち、記事掲載 2件
(「林野庁メールマガジン平成28年9月20日第117号」、「森林組合10月号」)

ハ 10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。
また、中退共事業と特定業種退職金共済事業が連携してNHK各地方局への制度紹介の放送依頼を行った。

	<p>活用した広報を実施する。</p>	<p>ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p>	<p>○中退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点地域（首都地域・東海地域・近畿地域）を中心としてテレビ用スポットCMを放送した（平成28年6月～平成28年10月）。 ・全国放送の時間帯においてラジオ用提供CMを放送した（平成28年6月～平成29年3月）。 ・YouTube投稿された動画が再生される前に流れる動画広告（YouTube TrueView 広告）を配信した。 <p>【10/1～11/9・40日間】</p> <p>表示回数 852,975回 うち100%視聴完了数 239,803回 100%視聴完了率 28.1%</p> <p>【2/14～3/25・40日間】</p> <p>表示回数 708,402回 うち100%視聴完了数 268,344回 100%視聴完了率 37.89%</p> <p>○建退共事業においては、</p> <p>10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界新聞（4社）への広告掲載 4回 記事掲載 4回 ・本部 業界団体専門誌広告掲載 22回 記事掲載 10回 ・支部 テレビ放送 24回 ラジオ放送 89回 <p>ニ 建退共事業においては、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請依頼 6月28日 1,696団体 ・説明会（本部実施分） 茨城県公共工事契約業務連絡協議会主催ほか1 参加人数：94人 ・説明会（支部実施分） 開催回数 147回 参加人数 15,041人 	<p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推</p>	<p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</p> <p>○中退共においては、普及推進員等による個別事業主に対する加入勧奨を行った。既存契約先に対する平成28年4月の法改正に関する説明にかなりの時間を費やす中、前年度同様、高水準の新規開拓訪問を実施した。</p> <p>合計 11,185件 加入 1,373件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料訪問対象地域（614所）及び対象地域外（111所）において事業所訪問活動を実施した。要望に応じて実施する事業所訪問活動においては、無料訪問地域外からの要請が大幅に増える（前年度74所）など、中退共制度への関心の高まり・広がりが感じられる中、積極的に対応した（首都地域418所、東海地域75所、近畿地域121所 その他111所）。 	
--	---------------------	--	---	--	---	--

	<p>進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。</p> <p>ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。</p> <p>既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p>	<p>は、職員及び普及推進員等が、無料相談の対象地域において訪問活動を実施し、併せて未加入事業所を対象として機構主催の制度説明会を開催する。また、制度説明会参加事業所や既加入事業主に対するフォローアップを行う。</p> <p>ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。</p> <p>i) 企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。</p> <p>ii) 既加入事業主に対して、追加申込書を配布するなどして追加加入促進を実施する。</p>		<p>・未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 制度説明会 15回 545所 647人 うち個別相談会 78所</p> <p>・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った(363所)。</p> <p>・資料請求や説明会参加企業及び無料訪問相談があった拠点地域の未加入企業に対し、ダイレクトメールを送付した(1,391件)。</p> <p>○建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った(再掲)。</p> <p>・相談対応件数 6,567件</p> <p>○清退共事業においては、相談員連絡会(5月)を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。</p> <p>ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等と連携を図り、個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行った。</p> <p>i) 業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページによる業務委託契約に係る公募を継続した。 (新規委託契約2件、復託契約28件)</p> <p>ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した(30,034件)(平成28年7~平成29年3月)。 既加入事業所リストを普及推進員等に配付し追加加入勧奨を行った(平成28年6月30日)。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。</p> <p>地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p> <p>厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事</p>	<p>iii) 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。</p> <p>iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。</p> <p>v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。</p> <p>ハ 建退共事業においては、未加入事業主に対し、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、加入勧奨やダイレクトメールによる</p>		<p>iii) 活動拠点ごとに、情報・意見交換を行い今後の方策を検討するために、定期的に打合せ会議を行った（首都地域 11 回、東海地域 11 回、近畿地域 11 回）。 事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（255 件）。 商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った（39 件）。 農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った（18 件）。 不動産に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った（9 件）。 特別相談員・普及推進員全国会議を東京にて開催し、中小企業退職金共済法に係る法令改正の内容等の周知、ディスカッションによる意見交換を行った（平成 28 年 6 月）。</p> <p>iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問して、金融機関による加入勧奨を依頼した（47 件）。 月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した（平成 28 年 10 月 1 日発行・80,000 部）。 城南信用金庫主催の「2016 よい仕事おこしフェア」に出展予定の未加入企業に対し加入勧奨文とパンフレット等を送付した（平成 28 年 8 月送付・272 件）。</p> <p>v) 厚生労働省から紹介された学習塾協会が発行する広報誌に記事掲載及びちらしの同封を依頼した（平成 28 年夏号・420 部）。 厚生労働省から紹介された日本動物病院協会が発行する広報誌に記事掲載及びちらしの同封を依頼した（平成 28 年 9 月号・720 部）。</p> <p>ハ 建退共事業においては、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した（平成 28 年度計）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書送付 299 社 パンフレット配布…23 社 15,568 部 PDF 配布 …15 社 1,667 枚 ・ 個別訪問 20 社 パンフレット配布… 6 社 2,260 部 		
--	---	---	--	--	--	--

	<p>業主に対し、追加加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 清退共事業及び林退共事業において、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。</p>	<p>加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。</p> <p>ニ 清退共事業においては、</p> <p>i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。</p> <p>iii) 経営譲渡等により未加入となった事業所に対し、加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 林退共事業においては、</p> <p>i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入</p>		<p>ニ 清退共事業においては、</p> <p>i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 (平成 28 年 7 月 1,945 所、平成 29 年 2 月 1,924 所)</p> <p>ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った(3 件)。</p> <p>iii) 「全国酒類製造名鑑 2016」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った。 (平成 28 年 11 月 120 事業所)</p> <p>ホ 林退共事業においては、</p> <p>i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 (平成 28 年 7 月 3,225 所、平成 29 年 1 月 3,203 所)</p> <p>ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った(平成 28 年 9 月)。 未加入事業所 44 所</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>事業主に対し、加入勧奨を行う。</p> <p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省の関係機関が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ資料の設置を依</p>		<p>加入事業所 427 所 計 471 所</p> <p>また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った（平成 28 年 9 月）。</p> <p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47 都道府県）。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った（50 回）。</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報のための説明を行った。 実施数 43 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険事務組合 13 回 ・社会保険労務士会 4 回 ・商工会 3 回 ・その他の団体 23 回 <p>iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「新価値創造展」（平成 28 年 10 月 31 日～11 月 2 日）の会場へ資料（ちらし）を設置した（出展企業：582 社）。 東京都主催の「産業交流展」（平成 28 年 10 月 31 日～11 月 2 日）の会場へ資料（おしらせ）を設置した（出展企業：1,073 社）。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

		<p>頼するなど、制度の周知広報を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等</p>		<p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った(18回)。</p> <p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(5回)。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(116回)。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(194回)。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した(平成28年4月)。</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 ・参加による勧奨 14所 (能登杜氏組合等) ・資料配布による勧奨 6所 940部 (山内杜氏組合等)</p>		
--	--	---	--	---	--	--

	<p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省及び都道府県労働局等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行う。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開</p>		<p>〈林退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(平成28年4月)。</p> <p>ii) 参加による勧奨 12所 うち、平成26年度より実施 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業全国担当者会議 資料配布による勧奨 12所 2,970部 (林業木材製造業労働災害防止協会等) (添付資料① 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)</p> <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>イ 厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間とし、月間中、次のような活動を行った。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <table border="1" data-bbox="1047 1346 2030 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>16,737部</td> <td>12,300部</td> <td>163部</td> <td>326部</td> </tr> <tr> <td>パンフレット等</td> <td>575,960部</td> <td>69,497部</td> <td>2,386部</td> <td>2,015部</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰を実施した。 ・92事業所(再掲)</p> <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1101 1829 2030 1923"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要綱の配布</td> <td>7,972枚</td> <td>10,913枚</td> <td>1,220枚</td> <td>1,961枚</td> </tr> </tbody> </table>		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	16,737部	12,300部	163部	326部	パンフレット等	575,960部	69,497部	2,386部	2,015部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	7,972枚	10,913枚	1,220枚	1,961枚		
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																											
ポスター	16,737部	12,300部	163部	326部																											
パンフレット等	575,960部	69,497部	2,386部	2,015部																											
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																											
実施要綱の配布	7,972枚	10,913枚	1,220枚	1,961枚																											

		<p>iv) 中退共事業においては、月間をより効果的なものとするため、6月をサブ月間と位置づけ、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を行う。</p> <p>ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施</p> <p>ii) 未加入事業所を対象とした制度説明会の開催</p> <p>iii) 月間を含む期間、首都圏をはじめとする地域においてテレビ CM 放送及びラジオ CM 放送等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から関係省庁、都道府県知事、都道府県労働局長及び主な委託団体、金融機関等の上部団体に月間の協力依頼を通知した（平成 28 年 8 月、128 件）。 ・月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した(21 団体)。 ・厚生労働省あて後援名義使用許可願（平成 28 年 6 月） ・国土交通省あて後援名義使用許可願（平成 28 年 7 月） ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。（平成 28 年 9 月） ・民間発注者団体等に対する制度普及協力依頼（平成 28 年 9 月） ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼（平成 28 年 9 月） <p>iv) 広報誌等への無料記事掲載依頼を、行政機関・地方自治体（2,787 件）及び業務委託・復託団体（3,582 団体）に送付するとともに、職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した（2,094 件）。 （内訳 職員 63 件、普及推進員：2,031 件） （掲載を確認した件数 1,533 件）</p> <p>事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した(6 団体)。</p> <p>ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 無料訪問対象地域（614 所）及び対象地域外（111 所）において事業所訪問活動を実施した（首都地域 418 所、東海地域 75 所、近畿地域 121 所 その他 111 所）。</p> <p>ii) 未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 ・制度説明会 15 回 545 所 647 人 うち個別相談会 78 所</p> <p>iii) 拠点地域（首都地域・東海地域・近畿地域）を中心としてテレビスポット CM を放送した（平成 28 年 6 月～平成 28 年 10 月）。 ・全国放送の時間帯においてラジオ提供 CM を実施した（平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月）。 ・特定業種退職金共済事業と連携して NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った。</p>		
--	--	---	---	--	--

			<p>を実施する。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」の開催</p> <p>ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施</p> <p>iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨の実施</p> <p>iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布</p> <p>v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等</p>		<p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 開催日平成 28 年 10 月 5 日（関係団体 53 団体中、29 団体出席） 依頼事項 ・ 会員企業への制度説明資料の配布 ・ 機関紙（誌）への記事広告の掲載</p> <p>ii) 未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨の実施 ・ 建設業者に対する制度説明会 3 会場（出席者 285 人） 主催 熊谷組 ほか 2</p> <p>iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した。 元請事業主（再掲） ・ 個別訪問 20 社（再掲） ・ パンフレット配布 6 社 2,260 部配布 専門工事業団体 ・ 50 団体</p> <p>iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用チラシの備付・配布（再掲） ・ 専門工事業団体等 13,680 部</p> <p>v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施 本部 業界専門誌広告掲載 4 回 記事掲載 4 回 業界団体専門誌広告掲載 22 回 記事掲載 10 回 支部 テレビ放送 24 回 ラジオ放送 89 回</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した（平成 28 年 9 月）。</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--

	<p>の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底</p> <p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼</p> <p>〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施</p> <p>⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p>	<p>の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底</p> <p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼</p> <p>〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施</p> <p>⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p>		<p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 9 月、平成 29 年 2 月 NHK (54 支局) への放送依頼 ・平成 28 年 8 月 業界新聞等に情報掲載依頼 2 件 <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 ・平成 28 年 9 月、平成 29 年 2 月 NHK (54 支局) への放送依頼 ・平成 28 年 7 月、平成 28 年 9 月 業界新聞等に情報掲載依頼 2 件 <p>⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 中退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張等の際に地方自治体を訪問し、掛金助成・補助制度の拡大・充実を働きかけた (24 自治体)。 ・新たに助成団体となった地方公共団体等 (4 団体) 東京都 (正規雇用転換した従業員対象) 養老町商工会 (岐阜県) (養老町商工会会員対象) みよし市 (愛知県) 薩摩川内市 (鹿児島県) <p>ロ 建退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力要請を行った。 徴収状況調査依頼 (平成 28 年 4 月) 徴収の協力要請 (平成 28 年 6 月) 1,696 件 		
--	---	---	--	--	--	--

	<p>ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p>	<p>ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p> <p>⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、存続厚生年金基金から中退共事業への移行を促進するため、基金事務局等に周知広報を実施するとともに、関係機関等と連携を図る。</p>	<p>ハ 林退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った（平成 28 年 9 月）。 未加入事業所 44 所 加入事業所 427 所 計 471 所 また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った（平成 28 年 9 月）。（再掲） ・秋田県林業大学校を訪問し、将来の林業就労者に対して林退共制度についての説明会を実施した（平成 29 年 1 月）。 <p>⑥ 存続厚生年金基金からの移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事務局が開催した説明会で制度の周知広報を行った(5 件)。 ・その他団体が開催した説明会で制度の周知広報を行った(2 件)。 ・商工会等の委託団体を訪問し、存続厚生年金基金移換について会員事業所への周知広報等を依頼した（随時）。 		
--	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	II 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築		
業務に関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標III-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16日以内に融資の貸付決定								—	—	—	—	
達成度		100%	100%	100%	100%				—	—	—	—	
新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、満足した旨の評価割合	8割以上								—	—	—	—	
達成度		100%	100%	100%	100%				—	—	—	—	
財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数	毎年20万件以上								—	—	—	—	
実績値		231,030件	267,321件	207,332件	548,170件				—	—	—	—	
達成度		115.5%	133.7%	103.7%	274.1%								
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12万件以上												
実績値		120,500件	307,000件	315,900件	326,162件								
達成度		100.4%	255.8%	263.3%	271.8%								
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	5誌以上												
実績値		6誌	7誌	6誌	7誌								
達成度		120%	140%	120%	140%								

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定等に資する融資を行う。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	<定量的指標> ・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。 ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。 ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。	Ⅱ 財産形成促進（以下「財形」という。）事業 1 融資業務について 担当者の融資審査能力向上のため、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を開催したほか、通信講座（財務3表徹底理解コース、危ない会社の見分け方コース、不動産登記簿の見方・調べ方コース）も活用した。 貸付金利の設定等に関しては、国及び関係機関と密に連携し、子育て世帯向け特例金利適用期間を延長したほか、熊本震災被災者への貸付条件変更の通達を発出した。 貸付決定に要する期間については、平成28年度中に貸付決定したすべて（614件）について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。 上記の通り、融資業務サービス向上に努めた結果、新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートにおいては、回答者の87.9%の者から満足した旨の評価を得た。	<評定と根拠> 評定：B ・貸付決定のすべてについて、借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。 ・新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、目標である回答者の8割以上（87.9%）の者から満足した旨の評価を得た。 ・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件となった。数値目標達成率は274.1%であった。 ・財形制度の紹介記事を掲載したメールマガジンの登録者数は延べ326,162件であり、数値目標達成率は271.8%であった。 ・リーフレットを送付した地方公共団体は6団体であった。数値目標達成率は120%であった。 ・広告を掲載した企業向け情報誌は7誌であり、数値目標達成率は140%であった。 ・関係機関による周知活動に資するため、リーフレットを7,509ヶ所宛てに送付した。数値目標達成率は125.2%であった。 これらを踏まえBと評価する。	評定 B <評定に至った理由> 以下の状況より、定量的指標において目標を達成しており、評定をBとした。 1 融資業務 貸付決定の借入申込書について、受理日から16日以内にすべて処理していることは評価できる。 新規貸付者に対するアンケートについて、87.9%の者から満足した旨の評価を得たことは評価できる。 2 周知 財産形成促進事業に関するホームページについて、財形制度の意義・内容等を利用者の観点から見直すとともに、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち、分かりやすく紹介することにより、約55万のアクセス件数となったことは評価できる。 中小企業に対する財産形成促進制度の導入等に係る情報提供について、メールマガジン登録者数を32万件以上とし、地方公共団体6団体にリーフレットを送付するとともに、情報誌7誌に広告を掲載したことは評価できる。 広告代理店を活用した周知について、ポスター、インターネット等の媒体を利用したキャンペーンを実施し、実施策別の効果検証及び事業主・勤労者双方の意識調査を行い、次回の施策に繋がるようにしたことは評価できる。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> 転貸融資件数・金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう、周知方法等について改善を図る必要がある。 勤労者退職金共済機構の強みを生かし、中小企業退職金共済事業本部とさらなる連携の強化を図る必要がある。
2 周知について ① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当た	2 周知について ① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当た	<その他の指標> なし	2 周知について 財形制度の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、以下の措置を講じた。 ① アンケート調査結果も踏まえ、利用者の視点に立った分かりやすい表現、親しみやすい媒体という観点から、広告掲載媒体やホームページコンテンツの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。平成28年度はリーフレットにマンガやイラスト等を活用したり、広告媒体に「あんふあん」等の親しみやすい雑誌を多用したほか、転貸融資利用者のインタビュー記事（利用者の声）をホームページに掲載し			

<p>の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。</p> <p>また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指すこと。</p> <p>② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。</p>	<p>っては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。</p> <p>また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上を目指す。</p> <p>② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>っては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。</p> <p>② インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。</p> <p>③ 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上を目指す。</p> <p>④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。特に、平成28年度以降も継続実施する中小企業勤労者貸付</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。 ・ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。 	<p>た。</p> <p>② 引き続きインターネットや電話を通じた質問(707件)を受け付け、よくある質問については回答をQ&Aとしてホームページ上に1件追加掲載した。</p> <p>③ 28年度は、広告代理店を対象とした一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを展開したこともあって、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件に達した(27年度約21万件)。</p> <p>④ 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者の融資審査能力向上のため、外部専門家による講義(住宅ローン審査・債権管理)を開催したほか、通信講座(財務3表徹底理解コース、危ない会社の見分け方コース、不動産登記簿の見方・調べ方コース)も活用した。 ・貸付金利の設定等に関しては、国及び関係機関と密に連携し、子育て世帯向け特例金利適用期間を延長したほか、熊本震災被災者への貸付条件変更の通達を発出するなど、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する施策を実施した。 ・財形制度の意義、内容等について、転貸融資利用者の観点から、その利便性に対するインタビュー記事をホームページに掲載し、内容の充実を図った。 ・特設サイト等を開設し、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく紹介し、普及促進に努めた。 ・広告代理店を最大限に活用し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを展開した。同キャンペーンでは、ポスター、社内広告、ラジオ、インターネット等様々な媒体を有機的に組み合わせたほか、実施期間を短期間に集中させて訴求力向上を図った。また、同代理店への委託業務には、周知キャンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析、さ 	<p><その他事項></p> <p>特になし</p>
--	---	---	---	---	--	----------------------------------

	<p>③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 ・地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。 <p>3 勤労者財産形成システムの再構築</p>	<p>金利引下げ特例措置や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についての周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 ・地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組む。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。 <p>3 勤労者財産形成システムの再構築</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等 18 機関のメールマガジンに財形制度の紹介記事を掲載した（登録者数延べ 326, 162 件）。 ・地方公共団体 6 団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 ・事業主団体への委託業務内容を見直し、従来より広い地域をカバーする事業主団体（北海道・静岡県中小企業団体中央会及び名北労働基準協会）に対し、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等を委託した(企画競争により委託先を決定)。 ・企業向け情報誌 7 誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 ・中小企業貸付金利引下げ特例措置については、インターネットによる広告を実施し、周知に努めた。 ・中小企業勤労者、また子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、ホームページでの特設ページ設置、情報誌への掲載等を行い周知に努めた。 <p>⑤ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、効率的な制度の周知、利用の促進を図った。 関係機関による周知活動に資するため、リーフレットを 7,509 か所宛てに送付した。 また、日本FP協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャル・プランナーに対して情報提供を行った。 広告代理店を最大限に活用し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを展開した。同代理店への委託業務には、周知キャンペーンの企画・展開に加え、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析、さらに検証・分析結果を踏まえた今後の周知活動に関する提言を含め、PDCAサイクルが機能し、次の施策に繋がるような工夫・仕掛けを盛り込んだ。この結果、例えば、財形制度未利用者の多くから、制度があれば利用したいとの意向が示されたこと、今後の事業主側への勧奨活動における重要な説得材料となり得るものであるなど、多くの貴重な成果が得られた。 転貸融資のメリットを最大限に活かせるのは中小企業の従業員であるとの問題意識の下、引き続き、中小企業退職金共済事業本部との連携による中小企業への働き掛けを実施した。</p> <p>3 勤労者財産形成システムの再構築</p>	<p>らに検証・分析結果を踏まえた今後の周知活動に関する提言を含め、PDCAサイクルが機能し、次の施策に繋がるような工夫・仕掛けを盛り込んだ。この結果、例えば、財形制度未利用者の多くから、制度があれば利用したいとの意向が示されたことから、今後の事業主側への勧奨活動における重要な説得材料となり得るものであるなど、多くの貴重な成果が得られた。</p> <p>＜課題と対応＞ 融資業務及び周知について、定量的指標は達成しているものの、転貸融資件数・金額は減少傾向を続けており、更なる工夫と努力が必要と考えている。 また、貸付決定日数の短縮や周知の充実など融資制度に関するものだけでなく、財形制度全般の周知を図ることが財形融資の積極的な活用につながるものであることから、引き続き財形制度全般の周知にも取り組むことが重要と考えている。</p>	
--	--	--	--	--	---	---	--

		<p>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。</p>	<p>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を図るために、平成28年度については、総合テストを実施し、システムを再構築する。</p>		<p>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を図るためのシステム再構築については、情報セキュリティに配慮したうえで、28年度は総合テスト、移行作業、並行稼動フェーズを完了し、再構築を完了した。</p> <p><平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>前年度アンケート調査結果において、目標値（80%）を下回った項目「当機構の広報媒体について」については、「パンフレットの情報量が多すぎる」「パンフレットはわかりやすさ、見やすさを重視してほしい」といった具体的コメントを踏まえ、より読みやすいリーフレットとするためマンガやイラスト等を活用したり、広告媒体にあんふあん等の親しみやすい雑誌を多用したところ、平成28年度のアンケートでは目標値を達成した（70.3%→80.0%）。引き続きアンケート調査結果を活用し、業務改善に活用することとしたい。</p> <p>財形貯蓄制度の普及については、転貸融資制度の一層の活用促進には、母集団である財形貯蓄制度の普及促進が不可欠との問題意識の下、財形貯蓄制度を前面に押し出した周知キャンペーンを展開した。本周知キャンペーンは広告代理店を最大限に活用、多用なメディアを組み合わせ、実施機関を短期に集中させることで訴求力の向上を図った。また、キャンペーンの効果計測・分析も委託内容に含めたところ、広告接触者層の68.7%が「財形制度に対して関心が高まった」と回答する等一定の成果が検証された。加えて、これまで定説化していた「財形制度を導入しないのは従業員のニーズがないため」との企業の説明に対し、今次調査では、広告接触者層の半数（50.0%）が「利用してみたい」と回答しており、まだまだ需要開拓余地のあることが示唆されるなど、今後の加入促進対策にも貴重な指針が得られた。</p>		
--	--	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-1	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進	
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 機構内のシステム化案件を一元的に把握、優先順位付けとセキュリティ水準の統一化を図るため、システム化委員会を設置した。同委員会ではシステム化要望案件について検討・協議を行い（平成28年9月）、資源制約と緊要度の観点から、平成29年度に着手するシステム化案件を決定した（平成29年1月）。 また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。 平成28年4月施行の中退法改正等に伴う事務内容複雑化と事務量増加を踏まえ、所要のシステム対応に加え、事務体制（契約業務部の課構成変更等）及び人員配置見直しを実施した。（再掲） 平成28年4月施行の中退法改正等に伴う事務内容複雑化と事務量増加を踏まえ、所要のシステム対応に加え、事務体制強化のため契約業務部の構成変更等（次長ポストの配置換え及び人員配置見直しにより3名の増員）を実施するとともに、4月の繁忙期に向け業務の効率化を図るため、給付業務部等の課室の再編を行うなど業務量等に応じた適切な人員配置の検討を行った。	<評定と根拠> 評定：S 当機構においては、被共済者の資産と個人情報などを大量に保有することから、最重要課題の一つとして、内部統制の強化及び情報セキュリティ対策の推進を行った。 内部統制の強化については、外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立した。また、資産運用委員会を開催し、外部委員による資産運用に関する管理を行った。さらに、監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。 情報セキュリティ対策の推進については、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的に対策を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、「システム化委員会」を開催し、機構全体として計画的・総合的にシステム化を推進する体制を確立した。また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離（29年5月）に向けた準備を行うとともに、イ	評定 A <評定に至った理由> 中期目標において所期の目標を上回る取組がなされていることに加え、難易度が高い取組も評価できることから、評定を一段引き上げAとした。詳細は以下のとおり。 機構として、現中期目標期間中に発生した環境変化（改正独法通則法の施行等により独立行政法人のガバナンス強化が求められたこと及び情報セキュリティ問題の深刻化）を受け、自律的に種々の方策を講じている。 情報セキュリティ対策に関しては、政府のセキュリティ方針を踏まえた機構の事務体制・人員配置の見直しが行われた。 また、日本年金機構の情報漏えい等により情報セキュリティの重要性が一層増大し、適切な対応を迅速に行う必要が生じる中で、機構は政府からの要請を踏まえた対策のみならず日本年金機構における個人情報流出事案に関する「検証報告書」等における指摘事項に対応した取組（CSIRTの設置、情報セキュリティ委員会の管理・指導体制の強化、外部へのメール送信時のファイルのパスワード設定の徹底、疑似メールなどによる実践的な訓練の実施など）を行った。さらに「情報系ネットワークと業務系ネットワークの物理的分離」「外部有識者が出席するCIO補佐官報告会の設置」を行っており、一般に求められる以上の情報セキュリティレベルを達成した。 なお、これらの取組を行うにあたって、当該法人では、高度な機微情報を含む膨大な個人情報を管理している一方で、共済契約者等の利便性の向上に努めなければいけないが、多くの独法とは違い、運営費交付金が交付されていない法人であることから、業務経費の節約など機構の独自予算において予算を確保するとともに、業界を代表する者で構成する運営委員会

		<p>① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。</p> <p>② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。</p> <p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状</p>	<p>① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。</p> <p>② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。</p> <p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 平成27事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。 ・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。 ・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。 ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 ・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状 	<p>① 社会保障・税番号（マイナンバー）取得に伴う「被共済者退職届」及び「退職金（解約手当金）請求書」等の様式変更による改訂された「退職金共済手帳」を既加入事業所（361,993所）に送付した（平成28年10月25日から平成28年11月30日の間）。口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体（CMT及びDVD）から伝送方式に移行するための準備をした。（平成29年4月から順次実施予定）システム化委員会を新設し、機構全体として情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を計画的・総合的に推進した。</p> <p>② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の開催する会議において、事業本部ごとに開催していた会議（下半期の参与会）について、共通案件が多いことに鑑みて合同開催とした。また、中退共では毎月、特退共では3か月に一度開催していた資産運用企画会議について、資産運用委員会の設置も踏まえ、特段の案件がない場合は持ち回り開催とする一方、重要案件がある場合は合同開催するというメリハリを付けるなど、会議運営面でも業務効率化を図った。 ・中退共事業において、平成28年4月施行の法改正に伴い、特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換先となったことを受け、他の年金制度等（解散厚生年金基金及び廃止特退共）からの移換申出書等の審査係を新設するなど審査体制の見直しを行った（平成28年10月）。 <p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 機構の平成27事業年度業務実績等報告書を全員回覧（平成28年7月）するとともに、平成28事業年度計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、機構内に周知した。</p>	<p>ンシデント対応手順表の策定等の取組を行った。</p> <p>上記のほか、業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立等、業務運営・推進会議の定期的な開催等による中期計画の定期的な進行管理などを引き続き実施した。</p> <p>これらを踏まえ、S評価とする。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を設置し、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・総合的にシステム化を推進することとした。 ・効率的な業務実施体制の確立等のため業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立を図ったほか、会議運営面でも効率化を図った。 ・現行の各事業における加入状況等を踏まえると国民のニーズとずれている事務・事業等が当機構にないか、理事会や業務運営・推進会議等において検証及び見直しを実施している。 ・「理事会」を毎月（原則）、「業務運営・推進会議」を5回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。また、中退共事業と建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を4回開催し、 	<p>での承認を得て、さらに、内閣サイバーセキュリティセンターの有識者からの助言を受け、システムの物理的分離に向けて取り組んだ。</p> <p>このように難易度が高い措置も講じて、一般に求められる以上の情報セキュリティレベルを高くしたことは、機構の創意工夫が認められる。</p>
--	--	---	--	--	--	---	---

<p>2 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独</p>	<p>況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>3 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のため</p>	<p>28 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。</p> <p>② 少なくとも四半期ごとに「業務運営・推進会議」を開催し、平成 27 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。</p> <p>③ 一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業及び建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。</p> <p>3 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のため</p>	<p>況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。</p> <p>・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>3 内部統制の強化</p>	<p>② 「業務運営・推進会議」を 5 回開催し、各事業本部及び総務部の平成27事業年度実績報告審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「平成27事業年度業務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した（平成28年6月）。また、過去の実績及び平成28年度実績（見込）を踏まえ、平成29事業年度計画を策定した。</p> <p>③ 中退共事業及び建退共事業においては、加入促進対策委員会を 4 回開催し、加入実績及び加入促進対策の遂行状況を組織的に管理した。</p> <p>3 内部統制の強化</p> <p>① 「理事会」、「幹部会（中退共）」及び「部内会議（建退共・清退共・林退共・財形部）」を定期的に開催した。</p> <p>② 四半期ごとの「業務運営・推進会議」において、平成 27 事業年度計画の実績報告の検証及び平成 28 事業年度計画の進捗状況等の検証を行った。 ・ 第 1 回（平成 28 年 4 月）、第 2 回（平成 28 年 6 月）、第 3 回（平成 28 年 8 月）、第 4 回（平成 28 年 11 月）、第 5 回（平成 29 年 2 月）</p> <p>③ また、業務の適正・効率化を図るため、監事の監査及び監査法人の監査のほか、監査室において内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従って、機構（支部を含む。）の各業務について内部監査を実施した。</p>	<p>加入促進対策の遂行状況の進捗状況等を踏まえた対応策を検討の上で積極的な加入勧奨を実施した。</p> <p>・年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報セキュリティについて、必要の都度、全役職員向けにメッセージを発送し、意識の涵養を図った。</p> <p>・理事会、業務運営・推進会議、調達等合理化に係る検討及び契約監視委員会等を定期的に開催した。</p> <p>・監事は理事長が決裁する年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。

の取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。

の取組を促進するため、業務方法書や各種規程に基づき、内部統制の強化に取り組む。また、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」にある四半期ごとの年度計画の進捗状況等の確認、4の（3）の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。また、機構における内部統制が実効性あるものとなるよう、監査室による内部監査等を進める。このほかリスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるリスク管理

・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。

・リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。

これらの結果を、業務運営の改善に反映させ、機構におけるPDCAサイクルの徹底を図った。

内部監査については、①情報セキュリティ対策の状況（平成28年7月・平成29年1月）や②内部統制等（規程等に則った個人情報等・書類の取扱い）の取組状況（平成28年9月・12月）を監査した。また、5支部（建退共2支部・林退共3支部）に対し、情報セキュリティ対策を確認した。

	理事会 (機構)	幹部会 (中退共本部)	部内会議 (建退共本部)	部内連絡会議 (清退共本部・林退共本部)	部内会議 (財形本部)
開催回数	12回 (毎月)	12回 (毎月)	20回 (隔週)	12回 (毎月)	12回 (毎月)

(注1) 開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期

(注2) 理事会のほか、役員連絡会を平成23年度から原則毎月1回開催し、機構全体の組織、業務運営の適正化を図った

(注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施

さらに、平成22年3月の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、内部統制の要素について以下の対応を行った。

- ① 財務報告等の信頼性
財務報告等の信頼性を確保するため、会計検査院による検査を受検するとともに、監事/会計監査人による監査を行った。
- ② 法令等の遵守
役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部有識者を含むリスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマップを作成して、機構全体のリスクを鳥瞰し、リスク度合いが高いものから優先的に資源を投入し、施策を実施することにより、リスクを軽減していくこととした。
また、情報セキュリティインシデント発生時の経営判断について、外部有識者委員の意見も踏まえて考え方の整理を行った。併せて、コンプライアンスの推進に努めた。委員会の議事概要については作成した後、ホームページに公表した(29年3月)。
さらに、契約の適正な実施について、契約監視委員会によりチェックを行った。
・リスク管理・コンプライアンス委員会(平成28年9月、平成29年3月)
・契約監視委員会(平成28年6月、平成28年9月、平成29年3月)
- ③ 業務の有効性及び効率性
昨年度(平成27年10月)に新設した資産運用委員会について、以下のとおり開催し、資産運用委員による資産運用管理を軌道に乗せた。同委員会においては、積立方式/退職金共済制度(専業)/独立採算制/付加退職金制度等の機構の特性を明確にして、その上で、運用の基本方針上の基本原則である「安全かつ効率な運用」の解釈について、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」とすることで認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオの見直しを行った。また、金融業としての財務管理及び制度の安定的運営の観点から、リスクテイクと累積剰余金のあるべき関係についても審議し、現行付加退職金制度について問題提起を行った(詳細は後述)。
・資産運用委員会(平成28年4月、6月、9月、10月、11月、12月、平成29年1月、3月)

また、「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリ

・平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、法令等の遵守については、公正性の確保の観点から外部有識者を委員として任命したリスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクマップを作成し機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ほか、コンプライアンスに関する審議を行った。

さらに、契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催した。
・両委員会について、審議概要等をホームページで公表した。

・業務の有効性及び効率性については、平成27年10月に設置した資産運用委員会の運営を軌道に乗せるとともに運用の基本方針上の基本原則(「安全かつ効率な運用」)の解釈についての認識を統一し、中退共の基本ポー

組織面では資産運用状況の監視等のための資産運用委員会での審議、外部有識者を招いてのリスク管理・コンプライアンス委員会の設置、情報セキュリティ対策を強化するためのCIO補佐官報告会を設置する等の対応を行った。

<p>3 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>4 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>4 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>機構においては各退職金共済事業における税務関係の法定調書に個人番号を記載する必要が生じたこと、第2のIの1の(1)の「一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組」及び(2)の「特定業種退職金共済事業」の中の取組において、住民基本台帳ネットワーク等から住所や個人番号の情報提供を受けることとなること等を踏まえ、個人番号を含む個人情報の漏えい防止のための取組、外部からの不正アクセスに対応するための取組等サイバーセキュリティの確保に関する取組を推進するとともに、</p>	<p>政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。</p>	<p>ティ対策について、検討・審議を行い、インシデント対応手順等を整理した(平成28年8月、平成29年2、3月)。</p> <p>さらに、通常業務の大部分にシステムを利用している機構においてシステム投資は非常に重要であることから、「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築した(平成28年9月、平成29年1月)。(再掲)</p> <p>併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置・開催し、情報システムに関して助言を受けた。(再掲)</p> <p>4 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>当機構では、被共済者の個人情報を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策の強化は最重要課題の一つとなっている。このため、以下のとおり、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって、多面的に対策を講じた。</p> <p>(1) 組織体制面</p> <p>① 「情報セキュリティのための対策基準」を改正し、情報セキュリティについての責任体制(※)を明確化(平成28年8月)</p> <p>※ 最高情報セキュリティ責任者(システム担当理事)ー統括情報セキュリティ責任者(総務部長)ー総務部次長ー総務課長のライン</p> <p>② 総務部(情報系)とシステム管理部(業務系)に分かれていたシステムの管理に係るシステム管理部による一元管理化と責任の明確化(平成29年3月)</p> <p>③ 「情報セキュリティ委員会設置要綱」を改定して、委員長を最高情報セキュリティ責任者から理事長に格上げするとともに、監査室長を委員に追加するなど、情報セキュリティに関する管理・指導体制を強化(平成28年8月)</p> <p>④ 「システム化委員会」を新設し、システム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築。当機構内の全てのシステム化案件について、情報セキュリティ面での問題が無いことを網羅的にチェックする体制を整備(平成28年8月)(再掲)</p> <p>⑤ DSPT(デュアルサーバプロジェクトチーム)を開催し、機構ネットワークにおける業務系と情報系の物理的完全分離に向けた協議(平成28年5月、平成28年9月)。</p> <p>⑥ 監査室、監事によるモニタリング体制の構築(平成28年6月)</p> <p>⑦ 機構における情報化推進体制の確立等を図るために置かれるCIO補佐官による業務の実施状況について報告を聴取する「CIO補佐官報告会」を設置・開催。同報告会に情報セキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘(平成29年2月)(再掲)</p> <p>⑧ 緊急時コールセンター機能整備完了(平成29年1月)</p> <p>(2) ハード面</p> <p>① 業務系システムと情報系システムの論理的分離(平成28年5月)</p> <p>② 建退共支部における情報系端末の物理的完全分離完了(平成29年1月)</p> <p>③ 個人番号漏えい防止のため、取り扱う区域を別室化するなど、取扱いの厳格化を実施(平成28年5月)</p> <p>④ ノート型端末へのセキュリティワイヤの設置(平成29年2月)</p> <p>⑤ 外部業者によるペネトレーション・テストの結果を受けたWebサーバに対するサイバー攻撃への対策の検討・実施(WAFの導入決定(平成29年度実</p>	<p>トフォリオについて制度の持続性を確保できるものへと見直しを行うとともにその他の制度の安定的運営に資するための問題提起を行い、検討を進めている。また、情報セキュリティ対策については次項4のとおり推進した。</p> <p>・厚生労働省及び当機構独自の情報セキュリティ監査等を通じて必要とされる対応を行っているほか、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的な検討を行うとともに対策を講じた。</p> <p>・組織体制面については、情報セキュリティについては総務部ラインに一元化し、責任体制を明確化したほか、情報セキュリティ委員会の委員長を理事長とするなど、責任体制の明確化と全機構的な観点から情報セキュリティの確保が図られるよう改正を図った。</p> <p>また、当機構においては、業務の性格上、その大部分に情報システムを活用していることから「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を計画的・整合的に推進する体制を構築した。特に、喫緊の課題である機構内ネットワークにおける情報系及び業務系の物理的完全分離については、本件を推進するためのプロジェクト(DSPT、デュアルサーバプロジェクトチーム)を開催した。</p> <p>併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報シス</p>	<p><情報セキュリティ対策の実施状況></p> <p>体制面においてはシステム化委員会の新設によって資源制約等の観点からシステム化案件を決定、CIO補佐官報告会の設置等の責任体制の明確化の他、ハード面では情報系システムと業務系システムの物理的分離の準備、ソフト面ではPDCA体制の構築、インシデント対応手順表を策定したことなど組織体制面及びハード・ソフト両面において取組が行われている。</p>
--	--	---	--	---	--	--

		<p>取組状況を組織的に点検する。</p>		<p>施予定)等) ⑥ 業務用データのNASからサーバへの移行(平成29年4月完了) ⑦ 業務系システムと情報系システムの物理的分離の方針決定(予算措置含む)、一般競争入札公告(平成28年12月)を経て、開発開始(29年2月:5月初旬完了)</p> <p>(3) ソフト面その他 最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週(水曜日)業務終了後セキュリティプログラムの更新を行うと伴に、フルスキャンを実施している。</p> ① NISC(内閣官房情報セキュリティセンター)等より情報提供を受けた都度、不審メールに関する情報を職員へ注意喚起 ② セキュリティホールに対する情報提供を受けた都度、迅速にインターネットサーバに対するセキュリティパッチを適用 ③ 平成27年末に続き、28年末も、年末年始の端末使用禁止、1月4日のメール添付ファイル開封原則禁止等の方針を、メール、書面、口頭等で繰り返し周知、徹底を図り、年始には遵守状況を点検 ④ 平成28年度新入職員へのCISOによる情報セキュリティに関する講義実施(平成28年4月、平成28年10月)、新入職員及び出向者等に対するUSBの使用・管理方法についての情報セキュリティ研修の実施(役職員:3名 新入職員:9名、平成28年4月、平成28年10月) ⑤ 全役職員を対象としたCIO補佐官による情報セキュリティ研修・啓発DVD上映会の実施(平成28年7月) ⑥ 厚労省による標的型メール訓練の実施(平成28年11月) ⑦ 外部業者を使った標的型メール訓練の実施(平成29年3月) ⑧ インシデント発生訓練の実施(平成28年4月、平成28年12月) ⑨ 情報セキュリティセルフチェック第2回目の実施(全役職員対象375人:平成28年6月) ⑩ 外部業者を使ったペネトレーション・テストの実施(平成28年8月)及び厚労省によるペネトレーション・テストの実施(平成28年10月) ⑪ 厚労省による情報セキュリティ監査実施(平成28年12月) ⑫ 情報セキュリティ対策に関する内部監査実施(平成28年7月、平成29年1月)(再掲) ⑬ 支部監査実施(平成28年10~11月(林、2件)、平成29年1月(林)、平成29年2~3月(建、2件))(再掲) ⑭ 建退共については、支部事務局長・担当者意見交換会において、統括情報セキュリティ責任者(総務部長)が情報セキュリティに関する研修を実施(平成28年7月) ⑮ 清退共については、日本酒造組合中央会の全国事務担当者会議において、個人情報保護体制の強化等について依頼(平成29年1月) ⑯ 厚労省主催の情報セキュリティ集合研修に参加(平成28年11月 5名、平成29年2月 5名) ⑰ 民間企業主催のセキュリティ対策における運用とインシデント対応体制等の研修に参加(平成28年11月 2名) ⑱ 情報通信研究機構主催の実践的サイバー防御演習CYDER研修に参加(平成28年12月 4名) ⑲ 個人情報流出時の退職金等振込の実施可否について、外部有識者委員に意見聴取し、厚労省勤生課に照会(平成28年5月) ⑳ 業務系システム保守委託事業者によるバックアップ体制の構築(平成28年5月) ㉑ JPCERT加入(平成29年1月) ㉒ メールシステムへのサイバー攻撃を受けたメールシステムの対策強化(メールシステムの設定変更、フィルタリング機能強化等)(平成29年1月) ㉓ メールシステム保守委託事業者によるバックアップ体制強化に向けた検	<p>テムに関して助言を受けた。さらに、監査室及び監事によるモニタリング体制の強化等を実施した。</p> <p>・ハード面については、機構内システムの業務系と情報系の端末及びサーバの論理的分離に加えてこれらの物理的分離及びNASのサーバ化の方針決定などの物理的な面からの更なるセキュリティ強化を図った。</p> <p>・ソフト面その他については、ヒューマンエラー発生防止の観点も含め新規採用職員及び全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施、標的型メール訓練やインシデント発生訓練など情報セキュリティ意識の向上と対応手順の確認等を実施した。また、情報セキュリティ委員会において、インシデント発生時の対応について法律の専門家にも確認を行った上で全機構的な観点から整理したインシデント対応手順表等を策定し、厚労省との間でも共有を行った。また、外部のセキュリティ情報団体に加入するとともに、民間企業や独立行政法人主催の研修・演習に参加するなど最新の情報セキュリティ情報の収集体制の強化等の対応を行った。</p> <p><課題と対応> 以下について、引き続き着実に推進する必要がある。</p> <p>システム化委員会を開催し、セキュリティの確保を前提としつつ計画的・整合的なシステム化を図るとともに、効率的な業務実施体制の確立のための組織の見直し、外部委託の検討等を行う必</p>
--	--	-----------------------	--	--	--

				<p>討開始（平成 29 年 1 月：6 月体制整備完了） ④ インシデント対応手順書の策定（平成 29 年 3 月）</p> <p><平成 27 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>平成 28 年度の有識者会議で指摘された財形制度のリスク管理に関し、現在、設定しているスプレッドは、金利変動リスク、貸倒リスク等を含む諸リスクを勘案して、財政的に問題のない水準を推定して決定したものである。特例措置（子育て特例等）については、このスプレッドを大幅に割り込むこととなるが、実施した場合の影響を推計したところ、剰余金の水準に照らし、期間を限定すれば、今期中期計画中は財政的に大きな問題は生じないとみられたことから、導入を決断したものである。</p> <p>しかしながら、財形持家融資が減少傾向を辿っていることや、情報セキュリティを中心としたコストの増加傾向及び将来における市場リスクの高まり（金利上昇予想の強まり等）等を勘案すると、スプレッド設定の前提条件を早急に見直す必要があると思料している。</p> <p>この間、財形融資への需要に影響を与えると思われるマクロ経済や住宅市場、資材価格等の動向、さらに金融市場構造も大きく変化しており、多様かつ従来とは異なる観点から適正スプレッドについて検討する必要があると考えられる。こうした問題意識の下、平成 28 年度中は、適正スプレッド決定に際しての観点について、検討を進めてきた。その検討結果を基に、平成 29 年度には、外部コンサルタントも活用して、見直しを実施する予定である。（内容的には項目 3-3 関連であるが、本項で指摘があったため、本部分に記載したもの。）</p> <p>ヒューマンエラーに対する情報セキュリティ対策の推進として、不審メール情報などを職員へ随時周知するとともに、年末年始や大型連休明けに受信したメールの添付ファイル開封を禁止とする措置などを講じた。</p> <p>また、職員に対する意識向上の面では、採用研修で新入職員及び出向者等に対し運用上の規制などを説明するとともに、全職員対象とした情報セキュリティ研修を実施した。</p> <p>さらに標的型攻撃を想定したメール訓練やインシデント発生訓練を継続的に行い、インシデント時の適応力の強化を図った。</p> <p>情報セキュリティセルフチェックを行い、職員のセキュリティに対する認識の状況を把握した。</p> <p>厚生労働省によるセキュリティ監査によって機構のセキュリティマネジメントサイクルに対し適切な対策が施されているか、基準に準拠した運用が行われているかの確認を行うとともに機構の内部監査によって規定が遵守されているかの検査を受けた。</p> <p>インシデント発生時に対応するためのインシデント対応手順書を策定し、個人情報流出時の退職金等振込の実施可否について、外部有識者委員に意見聴取し、厚労省勤生課に照会した。</p> <p>人材育成の面では希望者を募り厚生労働省及び民間企業主催の情報セキュリティ関連の研修に積極的に参加した。</p>	<p>要がある。</p> <p>また、業務運営・推進会議の開催（5 回）等による、業務の進捗状況の把握・検証等を行う必要がある。</p> <p>さらに、リスク管理・コンプライアンス委員会の開催等により内部統制の強化に努め、金融業務型の独立行政法人としての業務を行うにふさわしい内部統制を推進する必要がある。</p> <p>情報セキュリティ対策については、日進月歩のサイバーテロに備えるため、引き続き組織体制面、ハード面、ソフト面等から多面的な対策を講じる必要がある。</p>	<p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ることが必要である。</p>
--	--	--	--	---	---	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)	
一般管理費(計画値)(千円)	中期目標期間最終年度 251,421	286,093	277,415	268,744	260,080	251,421		
一般管理費(実績値)(千円)		200,559	192,125	257,875	235,216			
上記削減率(%)	最終年度までに平成24年度 予算額(295,788千円)に 比べて15%以上の削減	32.2%	35.0%	12.8%	20.5%			
業務経費(計画値)(千円)	中期目標期間最終年度 4,699,564	4,990,687	4,934,185	4,877,499	4,819,307	4,699,564		
業務経費(実績値)(千円)		4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015			
上記削減率(%)	最終年度までに平成24年度 予算額(5,081,381千円)に 比べて5%以上の削減	21.0%	21.9%	18.1%	14.4%			

注) 削減対象となる一般管理費は、人件費を除いた金額である。

削減対象となる業務経費は、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価										
				業務実績		自己評価	評価	理由									
<p>4 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <p>業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p> <p>(2) 人件費</p> <p>総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>また、機構の給与</p>	<p>5 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <p>業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費</p> <p>総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p>	<p>5 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <p>一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>・総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。</p>	<p>5 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <p>平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については20.5%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については14.4%の削減を行った。</p> <table border="1"> <caption>一般管理費</caption> <thead> <tr> <th>24年度予算額</th> <th>28年度決算額</th> <th>削減額（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>295,788千円</td> <td>235,216千円</td> <td>60,572千円 (△20.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>業務経費</caption> <thead> <tr> <th>24年度予算額</th> <th>28年度決算額</th> <th>削減額（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,081,381千円</td> <td>4,352,015千円</td> <td>729,366千円 (△14.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費</p> <p>機構の平成28年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p>	24年度予算額	28年度決算額	削減額（率）	295,788千円	235,216千円	60,572千円 (△20.5%)	24年度予算額	28年度決算額	削減額（率）	5,081,381千円	4,352,015千円	729,366千円 (△14.4%)	<p><評定と根拠> 評定：B 平成24年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については20.5%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については14.4%の削減を行った。</p> <p>また、人件費についても諸手当を国に準拠して支給しているほか特別都市手当を国家公務員より低い水準に留めており、必要な検証も行っている。</p> <p>このため、中期目標期間の最終年度である平成29年度までに目標を十分に達成しうる水準を維持していることに鑑みBと評価する。</p> <p><評価の視点> ・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。</p> <p>・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員の20%よりも低い水準に留めている。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 以下の状況により、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>一般管理費及び業務経費の削減実績は、中期計画目標を上回る達成状況にあり、高く評価できる。</p> <p>また、人件費については勤退機構では国と比べ管理職の割合が高く、また東京都特別区に勤務する場合に適用される都市手当であることから、国家公務員の給与水準と比較すると若干高いが、このことについては検証が行われている。</p>
24年度予算額	28年度決算額	削減額（率）															
295,788千円	235,216千円	60,572千円 (△20.5%)															
24年度予算額	28年度決算額	削減額（率）															
5,081,381千円	4,352,015千円	729,366千円 (△14.4%)															

<p>水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）</p> <p>・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は114.8となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。</p> <p>勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.1、地域・学歴勘案では101.7と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。</p> <p>③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。（国からの財政支出額 8,224 百万円、支出予算の総額 723,196 百万円：平成 28 年度予算）</p> <p>さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、99.3 と低い水準に抑えられている。（平成 28 年度賃金構造基本統計調査との比較）</p> <p>（注）上記については、平成 29 年 6 月末に機構ホームページにおいて公表</p>	<p>・年齢のみで比較した対国家公務員指数は 114.8 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。</p> <p>勤務地域を考慮した地域勘案指数では、101.1、地域・学歴勘案では 101.7 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。</p> <p>・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.1%と極めて小さい。</p> <p>・法定外福利費の支出については、平成 20 年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成 28 年度決算の状況を踏まえ、引き続き経費削減に努める必要がある。</p> <p>また、人件費についても引き続き検証を行うことが重要である。</p>	
---	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (3) 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
<p>(3) 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>(3) 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減</p>	<p>(3) 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p>② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。</p> <p>・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・</p>	<p>(3) 契約の適正化の推進</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。</p> <p>監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会（平成28年6月、平成28年9月、平成29年3月開催）において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。</p> <p>また、「平成28年度調達等合理化計画」を、契約監視委員会による点検を受けた後に決定し公表した（平成28年6月）。</p> <p>さらに、前年度と同様、総務担当理事（兼内部統制担当理事）を総括責任者とした監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームにおいて、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを行った（指摘事項の対応状況を調達等合理化検討チームメンバーが決裁時に確認することによりダブルチェックともなる）。</p> <p>① 役員及び調達等合理化検討チームにおいて調達の必要性、調達の内容について審議を行った（審議件数18件。うち競争性のない随意契約件数9件）。</p> <p>【調達等合理化計画における重点的取組み結果】</p> <p>(1) 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき公告期間の延長及び十分な履行期間の確保に努める。また、競争参加資格等に過度の制限を設けないよう資格要件の点検を実施し、入札公告を掲載後、資格要件を満たしている業者に対して情報提供を行い入札参加の勧奨を行った。</p> <p>(2) 入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、入札辞退届に理由を記載してもらうとともに、聞き取りを実施し改善策の検討を行った。</p> <p>(3) 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価することが必要と認められた場合においては、必要に応じ意見招請を実施し総合評価落札方式により調達を行った。 (添付資料② 平成28年度調達等合理化計画)</p> <p>契約競争性のない随意契約に係る契約情報をホームページで公表した（平成28年5月、平成28年8月、平成28年11月、平成29年2月）。</p> <p>② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。</p> <p>昨年度に引き続き、入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>「平成28年度調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するため、平成28年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。さらに、外部有識者による契約監視委員会を3回開催し、平成28年度随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。</p> <p>概ね年度計画どおりでありBと評価する。</p> <p><評価の視点> ・「平成28年度調達等合理化計画」を策定しホームページで公表を行った。</p> <p>また、同計画を推進するため事前に必要性、調達の内容等に関してチェックを行った。</p> <p>・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。</p> <p>・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施に</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>以下の状況により、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>契約の適正化の推進については、概ね計画どおり取り組みが行われたものと評価できる。</p> <p>「調達合理化計画」に基づく取り組みについては、「平成28年度調達等合理化計画」を策定・公表すると共に、同計画に基づき、調達方式の改善に取り組んだものと評価できる。</p>	

	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。</p>	<p>や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。</p>	<p>契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</p>	<p>③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査(平成28年5月、平成28年7月、平成28年10月、平成29年2月)や会計監査人による監査を受けた。</p>	<p>ついて徹底的なチェックを受けた。</p> <p><課題と対応> 平成28年度は概ね計画どおりの実績を残すことができたが、特に一者応札・応募に関する見直しに取り組むことが重要である。</p>	
--	--	--	---	-------------------------------------	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>							
<p>特になし</p>							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)
累積欠損金の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
累積欠損金額		1,095 百万円	1,002 百万円	795 百万円	911 百万円	776 百万円		
解消額			93 百万円	207 百万円	△115 百万円	135 百万円		
達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%	△125%	147%		
財政検証時 (H26) の累積欠損金解消の見直し				1,023 百万円	1,039 百万円	909 百万円	776 百万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
第4 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、厚生労働省における予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、資産運用方法の見直しも図りながら、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	<定量的指標> ・累積解消計画の年度ごとの解消目安額林退9,200万円を達成しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った累積欠損金の解消に努めてきているところである。 また、平成26年12月の労政審中退部会の取りまとめにおいて、制度の安定的運営のための一連の改善策（①予定運用利回りの引き下げと掛金日額の引き上げ（平成27年10月）、②業務経費の削減（平成27年度～）、③中退共との合同運用の実施（平成28年4月～）、④加入促進対策の強化）が示され、順次実施された。 これを踏まえて、平成28年度においても、引き続き、業務経費の削減、加入促進対策等を実施した。 資産運用については、平成28年4月には、改正中退法が施行され、合同運用が可能となったことから、資産運用委員会、運営委員会の議を経て、中退共資産との合同運用を開始した（期待収益率1.32%→1.66%）。この結果、平成28年度の運用利回りは2.10%と前年度の2.23%を下回ったが、委託運用利回りは4.70%と、前年度の4.20%を上回り、2億9,500万円の運用収入を確保した。 加入促進対策については、新規加入目標は達成できなかったものの、脱退者も減少したことから、期末在籍は微増となった（平成27年度末39,576名→平成28年度末39,636名。0.2%増）。これに伴い、掛金収入	<評価と根拠> 評価：S 平成28年4月から合同運用を行うとともに、脱退者の減少により掛金収入が退職給付金を上回ったこと、引き続き業務経費の削減を行ったこと等により、累積欠損金が約1億3,500万円減少し、累積欠損金解消計画の目標9,200万円を上回った（達成率147%）ことからSと評価する。 <評価の視点> <input type="checkbox"/> 平成28年4月から中退共資産との合同運用を開始するとともに、「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施した。 <input type="checkbox"/> 加入促進対策については、新規加入目標は達成できなかったものの、脱退者も減少したことから、期末在籍は微増とな	評価 A <評価に至った理由> 以下の状況により、中期目標において所期の目標を上回っており、難易度が高い取組も評価できることから、評価をAとした。 平成28年度から中退共資産との合同運用を開始したことについては、期待収益率を高め、委託費用を引き下げる効果があった点で評価できる。 また、定量的指標である累積欠損金の解消額については135百万円の減少と、計画の目標92百万円を上回っており（達成率147%）、目標値の120%以上の成果が得られている。 なお、合同運用の開始にあたっては、林退共制度の安定的運用を図るため、共済契約者の団体及び林野庁と調整のうえ、法改正後に基本方針の改定を行った。これらの取組は、業種を超えた経理を導入するというこれまでにない画期的な方法をとったという点と、共済契約者の団体への粘り強い調整を経て実現させたという点で難易	

				<p>が約 15 億 3,400 万円と退職給付金の約 13 億 1,100 万円を約 2 億 2,200 万円上回った。</p> <p>業務経費の削減については、平成 28 年度の業務経理への繰入は、約 7,300 万円と前年に比べ約 380 万円減少した（取組開始前の平成 26 年度の約 8,116 万円と比較すると約 807 万円、約 10%の減）。</p> <p>これらの取組の結果、平成 28 年度には、累積欠損金を 1 億 3,500 万円解消し、7 億 7,600 万円と過去最低の額となった。また、この額は、平成 26 年度の財政検証時の見込みを 1 億 3,400 万円下回っている。（添付資料③ 累積欠損金解消計画）</p> <p>なお、この額は、平成 26 年度の財政検証時の累積欠損金見直し（平成 28 年度 9 億 900 万円、平成 29 年度 7 億 7,600 万円）の平成 29 年度の目標水準を達成している。</p> <p><平成 27 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>平成 28 年度においては、加入促進対策の実施、業務経費の削減（平成 27 年度より毎年 1,000 万円）を行うとともに、中退共資産との合同運用を行った結果、合同運用開始時の運用資産額 49 億 4,600 万円が平成 28 年度末には 51 億 7,800 万円と 2 億 3,200 万円増加した。</p> <p>また、累積欠損金も 1 億 3,500 万円減少し、7 億 7,600 万円と過去最低の水準となったが、引き続き、累積欠損金の解消に努めたい。</p>	<p>り、掛金収入が退職給付金を上回った。</p> <p>□業務経費の削減については、平成 28 年度の業務経理への繰入は、約 7,300 万円と前年に比べ約 380 万円減少した（予算比 5 百万円、6.5%減）。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成 28 年度は年度ごとの解消目安額を大幅に上回る額の累積欠損金の解消を図ることができたところであるが、目標達成のためにはより一層の取組みが必要であることから、平成 29 年度以降も引き続き健全な資産運用及び積極的な加入促進等の実施に努めることとする。</p>	<p>度が高い取組であり、高く評価できるものである。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題および改善方策></p> <p>林退共制度については累積欠損金解消計画の達成が困難となっているため、金利動向などの環境を踏まえ、今後の見通しを精査した上で、同計画を見直し、着実な累積欠損金の解消を図る必要がある。</p>
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標						
ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成						

< 25年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%
合計	13.91%	—	0.28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.24%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8.23%	7.75%	0.49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7.18%	6.93%	0.24%

※委託金額合計 13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.52%）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。

なお、基本ポートフォリオを平成26年2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%
外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%
合計	5.75%	5.23%	0.52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

< 26年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	—	△0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は共に銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14.55%	13.47%	1.09%

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.28%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%
外国債券	12.15%	12.28%	△0.13%
合計	5.75%	5.47%	0.28%

※委託金額合計 5,015 百万円

< 27年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。ベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.65%	5.40%	0.25%
国内株式	△11.39%	△10.82%	△0.57%
外国債券	△2.63%	△2.74%	0.11%
外国株式	△9.25%	△8.64%	△0.60%
合計	△2.63%	—	△0.12%

※委託金額合計 1,842,546 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.49%）となった。

なお、基本ポートフォリオを平成28年3月1日に変更し、3月中に5資産が4資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.99%	5.40%	0.59%
国内株式	△9.97%	△10.82%	0.85%
外国債券	△2.58%	△2.74%	0.16%
外国株式	△8.50%	△8.64%	0.14%
短期資産	0.17%	0.03%	0.15%
合計	1.35%	1.07%	0.28%

※委託金額合計 300,436 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.67%	5.40%	0.26%
国内株式	△6.60%	△10.82%	4.22%
外国債券	△2.72%	△2.74%	0.02%
外国株式	△11.31%	△8.64%	△2.66%
短期資産	0.00%	0.03%	△0.02%
合計	2.16%	1.68%	0.49%

※委託金額合計 14,898 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.86%	5.40%	0.45%
国内株式	△8.25%	△10.82%	2.57%
合計	△0.02%	△0.81%	0.78%

※委託金額合計 819 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はコストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.78%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.97%	5.40%	0.56%
国内株式	△6.70%	△10.82%	4.12%
外国債券	△2.94%	△2.74%	△0.19%
合計	4.57%	3.79%	0.78%

※委託金額合計 5,230 百万円

< 28年度 >

中退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。
 なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	—	0.62%

※1. 委託金額合計 1,928,281 百万円

※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成29年2月に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成28年12月末に先行して実施した影響+2.04%が平成29年1月に発生している。

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回ったのは、米国大統領選後の市場動向を読み切れなかったためであるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、外国株式はベンチマークを上回った。国内株式においてベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。外国債券においては給付経理と同様である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.00%	△1.15%	0.16%
国内株式	15.44%	14.69%	0.75%
外国債券	△5.64%	△5.41%	△0.23%
外国株式	15.46%	14.51%	0.95%
合計	2.58%	2.46%	0.12%

※委託金額合計 307,464 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△0.97%	△1.15%	0.18%
国内株式	12.59%	14.69%	△2.10%
外国債券	△5.84%	△5.41%	△0.43%
外国株式	15.08%	14.51%	0.57%
合計	1.61%	1.85%	△0.24%

※委託金額合計 15,102 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.12%
国内株式	15.61%	14.69%	0.92%
合計	5.80%	5.22%	0.57%

※委託金額合計 864 百万円

林退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	—	0.62%

※1. 委託金額合計 5,178 百万円

※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成29年2月1日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成28年12月末に先行して実施した影響+2.04%が平成29年1月に発生している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																							
				業務実績			自己評価	評価	理由																																						
2 健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要があればその見直しを行う。	<定量的指標> ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 <その他の指標> なし	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 (添付資料④ 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月の資産運用実績報告) (添付資料⑤ 平成 28 年度資産運用結果に対する評価報告書)				<評価と根拠> 評価：B 資産運用は、「資産運用委員会」による外部評価を反映しつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。平成 28 年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気回復に加え、米トランプ新政権の経済政策への期待の高まり等から、内外株式市況が大きく上昇したため、委託運用で大きな収益を計上した。一方、自家運用においては、金利が低迷を続け利回りがマイナスとなったために国債購入を見合わせる期間が続いたことにより、一段と利回りが低下した。なお、委託運用については、委託運用機関に対する適切な選定・管理・評価に努めた結果、中退共事業については、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。建退共・清退共・林退共事業については、全体でベンチマークを上回ったが、建退共事業特別給付経理においては、ベンチマークをやや下回った。 これらを踏まえ B と評価する。	評価 B <評価に至った理由> 以下の状況により、中期目標における所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評価を B とした。 各事業本部における委託運用については、一部資産でベンチマークを下回ったものの、全体では概ねベンチマークと同等以上の成果が得られたことは評価できる。 また、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本とした資産運用が実施されたものと評価できる。																																						
				(単位：百万円)																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">中退共 給付経理</th> <th colspan="2">建退共</th> <th colspan="2">清退共</th> <th rowspan="2">林退共 給付経理</th> </tr> <tr> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> <th>給付経理</th> <th>特別 給付経理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産残高</td> <td>4,703,570</td> <td>956,953</td> <td>33,148</td> <td>4,338</td> <td>294</td> <td>14,596</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>105,559</td> <td>13,773</td> <td>350</td> <td>54</td> <td>1</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>運用費用</td> <td>346</td> <td>49</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>決算運用利回り</td> <td>2.30%</td> <td>1.46%</td> <td>1.04%</td> <td>1.24%</td> <td>0.23%</td> <td>2.10%</td> </tr> </tbody> </table>				中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理	給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理	資産残高	4,703,570	956,953	33,148	4,338	294	14,596	運用収入	105,559	13,773	350	54	1	295	運用費用	346	49	5	-	-	-	決算運用利回り	2.30%	1.46%	1.04%	1.24%	0.23%	2.10%		
	中退共 給付経理	建退共		清退共		林退共 給付経理																																									
		給付経理	特別 給付経理	給付経理	特別 給付経理																																										
資産残高	4,703,570	956,953	33,148	4,338	294	14,596																																									
運用収入	105,559	13,773	350	54	1	295																																									
運用費用	346	49	5	-	-	-																																									
決算運用利回り	2.30%	1.46%	1.04%	1.24%	0.23%	2.10%																																									
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>当期純利益</td> <td>66,171</td> <td>△12,286</td> <td>△677</td> <td>△31</td> <td>△1</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>			当期純利益	66,171	△12,286	△677	△31	△1	135																																		
当期純利益	66,171	△12,286	△677	△31	△1	135																																									
				○中退共事業においては、中退共の資産運用について、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 また、林退共との金銭信託における合同運用を平成 28 年 4 月から開始した。 平成 28 年度の資産運用は、先進国の緩やかな景気回復に加え、米トランプ新政権の経済政策への期待の高まり等から、内外株式市況が大きく上昇したため、委託運用で大きな収益を計上した。一方、自家運用においては、金利が低迷を続け利回りがマイナスとなったために国債購入を見合わせる期間が続いたことにより、一段と利回りが低下した。 平成 23 年度に制定された基本ポートフォリオは、累積欠損金の解消を目標として設定されたものであり、当該目標は既に達成したこと等から、中退共制度の特性を踏まえたあるべき基本ポートフォリオへの見直しについて「資産運用委員会」で審議し、平成 29 年 2 月 1 日付で改定した。																																											

		<p><評価の視点> ・資金の運用であつて、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 (ii については事前に明らかにされているか。)</p> <p>i 資金運用の実績</p>	<p>平成 23 年 4 月 1 日改定基本ポートフォリオ (期待収益率 2.60%、標準偏差 3.02%)</p> <table border="1" data-bbox="994 220 1573 388"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>76.9%</td> <td>7.7%</td> <td>7.7%</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±5.0%</td> <td>±3.0%</td> <td>±2.0%</td> <td>±3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 29 年 2 月 1 日改定基本ポートフォリオ (期待収益率 1.10%、標準偏差 1.88%)</p> <table border="1" data-bbox="994 535 1573 703"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産配分</td> <td>79.6%</td> <td>7.2%</td> <td>9.9%</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±3.0%</td> <td>±2.0%</td> <td>±1.0%</td> <td>±1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本ポートフォリオの見直しに際して、「資産運用の基本方針」の「安全かつ効率的な運用」の考え方について「資産運用委員会」で審議し、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と解釈することで了承された。 リスクを抑制しつつ、ポートフォリオの効率性を向上させるために、ヘッジ付き外国債券を資産クラスに加えることについて「資産運用委員会」で審議し、導入した。 負債サイドの期間構造見直しを踏まえ、国内債券自家運用の投資期間の変更(10年から20年のラダー型ポートフォリオへ)について「資産運用委員会」で審議し、平成29年1月から実施した。 委託運用の格付け基準の緩和について「資産運用委員会」で審議し、基準緩和は行わず、継続して検討することとした。 年度末基準等による資産間リバランスの運営(年度末運営基準)の廃止について「資産運用委員会」で審議し、「資産運用企画会議」に諮り、改定した。</p> <p>○建退共事業及び清退共事業においては、 平成 27 年 10 月に設置された資産運用委員会に対し、運用状況を四半期毎及び決算後に報告、審議の上、了承を得た。 平成 28 年度第 2 回資産運用委員会以降、各種運用利回り、累積剰余(欠損)金、責任準備金、基本ポートフォリオ期待収益率等、資産運用関係主要指標について、制度間の横並び比較が可能な一覧表を導入。 資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、了承を得た。(平成 29 年 3 月)</p> <p>○さらに林退共事業においては、平成 26 年度林退共の財政検証において、予定運用利回りの引下げや掛金日額引上げ、加入促進対策とともに実施方針が策定され、平成 27 年 5 月に関連法令が改正されて実施可能となった中退共と林退共の委託運用(金銭信託)に係る合同運用を平成 28 年 4 月 1 日から開始した。 資産運用委員会において中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴い、基本ポートフォリオの見直しについて報告、審議の上、了承を得た。(平成 28 年 12 月、平成 29 年 1 月)</p>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%	乖離許容幅	±5.0%	±3.0%	±2.0%	±3.0%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産配分	79.6%	7.2%	9.9%	3.3%	乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%	<p><評価の視点> i 資産運用は、「資産運用委員会」による外部評価を反映しつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。結果として、先進国の緩やかな景気回復に加え、米トランプ新政権の経済政策への期待の高まりから、内外株式市況が大きく上昇したため、委託運用で大きな収益を計上した。一方、自家運用においては、金利が低迷を続け利回りがマイナスとなったために国債購入を見合わせる期間が続いたことにより、一段と利回りが低下した。</p> <p>ii 「資産運用委員会」を 9 回開催し、基本ポートフォリオの見直し等について審議を行い、議を経たうえで理事会の承認を得て、平成 29 年 2 月 1 日に「基本ポートフォリオ」及び「資産運用の基本方針」の改定を行った。審議に際しては、資金の性格や法人の責任についての分析・検討を行った上で、当機構の特性を踏まえたあるべき基本ポートフォリオについて検討した。 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、</p>
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																														
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%																														
乖離許容幅	±5.0%	±3.0%	±2.0%	±3.0%																														
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																														
資産配分	79.6%	7.2%	9.9%	3.3%																														
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%																														

・資産運用について、その健全性を確保するため、「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。

② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、「資産運用委員会」から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用企画会議」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。

・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
(政・独委評価の視点)

・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。

・「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。

・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。

平成 22 年 12 月 27 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 1.32% 標準偏差 0.55%)

	国内債券	国内株式	外国債券	合 計
資 産 配 分	95.6%	2.6%	1.8%	100.0%
乖 離 許 容 幅	±2.0%	±1.0%	±1.0%	-

平成 28 年 4 月 1 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 1.66% 標準偏差 3.05%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合 計
資 産 配 分	79.3%	6.9%	6.9%	6.9%	100.0%

平成 29 年 2 月 1 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 0.89% 標準偏差 1.63%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合 計
資 産 配 分	82.3%	6.2%	8.6%	2.9%	100.0%

② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用企画会議(平成 27 年 10 月から。それまでは「資産運用委員会」。以下同じ。)を四半期に 1 回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
開催回数	15 回 (毎月)	7 回 (四半期)	7 回 (四半期)	7 回 (四半期)

※4月、9月合同部会含む。

○中退共事業においては、「資産運用企画会議」を毎月開催した(持ち回り開催)。その主な審議・報告内容は次のとおりである。

- ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況
- ・委託運用に係る平成 27 年度総合評価及びシェア変更について
- ・有価証券信託の運用状況
- ・平成 28 年度資産運用に係るコンサルティング会社選定結果報告
- ・平成 27 年度運用実績
- ・平成 27 年度金銭信託の運用結果報告(第 4 四半期・通期)
- ・生命保険一般勘定解約調整率の算出方式変更について
- ・新企業年金保険(一般勘定)委託生命保険会社の平成 27 年度決算について
- ・新企業年金保険(一般勘定)に係る生命保険会社の平成 27 年度実績に基づく総合評価について
- ・平成 28 年度金銭信託の運用結果報告(第 1 四半期～第 3 四半期)
- ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について
- ・自家運用における債券購入方針の変更について
- ・新企業年金保険(一般勘定)委託生命保険会社の平成 28 年度上半期決算について
- ・平成 28 年度第 8 回資産運用委員会議題(中小企業退職金共済事業資産運用の基本方針の

「資産運用委員会」に報告するとともに、ホームページを通じて对外公表した。また、基本ポートフォリオ改定時には、改定内容とともに資産運用の方針、考え方について明示的に説明した資料をホームページ上で公表した。

・退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施した。

・資産運用委員会における指摘・助言については、運用及び公表等関連業務双方において、遅滞なく実施ないし実施に向けた検討に着手した。その状況については、「平成 28 年度資産運用結果に対する評価報告書」にも記載されている。

・林退共事業において、「累積欠損金の解消に向けて努力すること」については、運用対象の拡大と効率性の向上(スケールメリットによるコストの削減)の施策として、中退共との委託運用(金銭信託)に係る合同運用を平成 28 年 4 月から開始した。

・原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用企画会議資料(運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等)や月別ベンチマーク

			<p>・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>改定案について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末基準等による資産間リバランスの運営（年度末運営基準）の廃止について <p>※合同部会（2回開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同運用現物移管について ・金銭信託及び有価証券信託におけるマイナス金利適用について ・平成27年度退職金共済事業勘定別運用状況について ・平成28年4月から平成28年6月の資産運用実績報告 ・金銭信託に係るリスク指標の開示（案）について ・平成28年度の自家運用の状況について ・外国株式ファンドの損害賠償請求集団訴訟への参加について（報告） ・スチュワードシップ活動状況の概要（案）について ・平成27年度資産運用状況の機構ホームページへの掲載（案）について ・基本ポートフォリオ見直しに係る次回の議論の方向性について <p>○建退共事業においては、資産運用企画会議を年7回、合同開催及び持ち回り開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・有価証券信託の運用状況について ・新企業年金保険（一般勘定）委託生命保険会社の平成27年度決算及び平成28年度上半期決算について ・金銭信託に係る総合評価について ・金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更案について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更案について ・金銭信託及び有価証券信託におけるマイナス金利適用について ・基本ポートフォリオ検証に係るスケジュールについて ・金銭信託に係るリスク指標の開示（案）について ・損害賠償請求集団訴訟への参加について ・平成27年度株主議決権行使状況の概要について ・建設業退職金共済事業預託融資実施要領の運用について ・スチュワードシップ活動状況の概要について <p>○清退共事業においては、資産運用企画会議を年7回、合同開催及び持ち回り開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・金銭信託に係る総合評価について ・金銭信託受託運用機関の資金配分シェア変更案について ・運用ガイドラインで定めた運用機関別アセット・アロケーション変更案について ・金銭信託及び有価証券信託におけるマイナス金利適用について ・金銭信託に係るリスク指標の開示（案）について ・損害賠償請求集団訴訟への参加について ・平成27年度株主議決権行使状況の概要について ・スチュワードシップ活動状況の概要について <p>○林退共事業においては、資産運用企画会議を年7回、合同開催及び持ち回り開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画について ・前四半期及び直近の運用状況について ・金銭信託及び有価証券信託におけるマイナス金利適用について ・金銭信託に係るリスク指標の開示（案）について ・損害賠償請求集団訴訟への参加について ・平成27年度株主議決権行使状況の概要について ・スチュワードシップ活動状況の概要について 	<p>収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の資産運用は、国債利回りのマイナス化という厳しい運用環境でスタートしたが、自家運用については安易に高金利を求めてリスクを高めるのではなく、政保債や金融債の購入増加等も行いつつ、基本的に情勢の推移を見守る方針を採った。この結果、自家運用の利回りは一段と低下したものの、内外株価の上昇を主因に委託運用が高い利回りを実現したため、全体として好調な運用結果となった。もっとも、株式市場、債券市場とも値動きの激しさが増しており、先行き不透明感も高いことを踏まえ、リスクを抑制する方向で見直された中退共基本ポートフォリオについては、決定後、速やかに実施した。 ・利益剰余金のあり方に関しては、資産運用委員会において、金融業を行う法人として、資産運用上のリスクは利益剰余金の範囲内で取るべき、との基本的考え方が確認された。そうした考え方を踏まえ、利益剰余金の望ましい水準についての分析・検討が続いている。検討内容については、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会における付加退職金等に関する検討にも資するよう、同部会とも情報共有している。 <p><課題と対応> 平成28年度は、内外株価の上昇を主因に良</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</p>	<p>③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p>	<p>③ 外部の専門家で構成する「資産運用委員会」に、平成 27 年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>④ 各退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に毎四半期報告するとともに、ホームページを通じて对外公表する。</p> <p>⑤ 各退職金共済事業の資産運用結</p>		<p>・林業退職金共済事業資産運用の基本方針の変更について</p> <p>③ 「資産運用委員会」に、平成 27 年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われているとの評価を受けた。</p> <p>○第 2 回（平成 28 年 6 月 10 日） 「平成 26 事業年度評価報告書における指摘事項への対応状況」及び「平成 27 事業年度の資産運用結果」を報告した。</p> <p>○第 3 回（平成 28 年 6 月 24 日） 「平成 27 事業年度の資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書（案）」の審議が行われ、運用目標等の部分に関する評価を受けた。</p> <p>林退共事業において、「累積欠損金の解消に向けて努力すること」については、運用対象の拡大と効率性の向上（スケールメリットによるコストの削減）の施策として、中退共との委託運用（金銭信託）に係る合同運用を平成 28 年 4 月 1 日から開始した。</p> <p>④ 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に毎四半期報告するとともに、資産運用委員会の議事要旨及びスチュワードシップ活動状況の概要についてホームページを通じて对外公表した。その主な審議・報告内容及び对外公表内容は次のとおりである。</p> <p>○審議・報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨及び議事録の確認 ・中退共資産及び林退共資産に係る合同運用（金銭信託）開始について ・金銭信託及び運用有価証券信託におけるマイナス金利適用について ・中退共基本ポートフォリオの見直しについて ・退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用状況について（6 経理） ・「平成 27 事業年度の資産運用結果報告」について ・平成 28 年度第 2 回資産運用委員会資料の修正について ・「平成 27 事業年度の運用目標等の部分に関する評価報告書（案）」について ・スチュワードシップ活動状況の概要（案）について ・ホームページによる对外公表について ・外国株式議決権の行使状況について ・建退共基本ポートフォリオの検証について ・清退共基本ポートフォリオの検証について <p>○对外公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会議事要旨（第 1 回～第 8 回） ・運用実績及び運用資産の構成状況（平成 28 年 3 月末、6 月末、9 月末、12 月末） ・平成 27 年度資産運用残高及び利回り状況等 ・スチュワードシップ活動状況（エンゲージメント、株主議決権行使）の概要（H27.7～H28.6） ・基本ポートフォリオ見直しについて <p>⑤ 厚生労働省へ毎月資料提供した。主なものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率 ・資産運用企画会議資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等） 	<p>好な運用結果を得たものの、金融市場が不安定さ、先行き不透明感を増す中、国内金利の低迷も続くなど、運用環境は引続き難しい状況にある。こうした中で安全かつ効率的な運用を維持していくためには、運用体制の強化が必須と考えられる。今後、資産運用委員会での審議、助言も踏まえつつ、人材、設備、ガバナンス等多面的な検討、整備を進めていく。</p>	
--	---	---	--	--	---	--

		果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、少なくとも四半期に一回、厚生労働省に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会資料（公表前議事録を含む） ・労政審とのブリッジ役を果たす厚生労働省労働基準局勤労者生活課長（以下「勤生課長」という。）から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映し、議事要旨等を通じて間接的に回答。予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。 ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明・資料を提供（理事が複数回厚生労働省を往訪、厚生労働省も理事長、理事を複数回来訪）。 		
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	II 財産形成促進事業 III 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
	II 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	II 財産形成促進事業 財形融資については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	II 財産形成促進事業 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ、適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。 また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適切な管理に努める。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。 ・金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。	II 財産形成促進事業 ① 効率的な財政運営 財形融資については、上記「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事業」の「II 財産形成促進事業」の「2周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、自立的な財政規律については、貸付金利の設定において、商品性と収益性のバランスに配慮した金利設定を実施し、安定的かつ効率的な財政運営に努めた。 ・利益剰余金 【平成27年度】97億円 【平成28年度】114億円 ・業務経費率 【平成27年度】0.17% 【平成28年度】0.14% ② 債権管理 例年どおり債権管理の徹底及び回収強化の協力依頼の文書を金融機関等へ発出し、金融機関等との連携を密にしながら、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・債権管理に係る書面による報告又は電話による報告を受けた金融機関数 6機関 ・債権分類別残高及び貸倒引当額 【平成27年度】 (残高) (貸倒引当額) 一般：4,808億円 0.0006億円 貸倒懸念： 0億円 - 破産更生： 1億円 1億円 債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率0.03% 【平成28年度】 (残高) (貸倒引当額) 一般：4,352億円 0.0002億円 貸倒懸念： 0億円 - 破産更生： 1億円 0.9億円 債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率0.02% 貸倒引当金の算定方法 貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。ただし、本年度は該当債権がないため、未算定とした。 破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。	<評定と根拠> 評定：B 平成25年度に運営費交付金が廃止されたが、効率的な事業運営に努め、財政の健全性を維持することができた。また、雇用促進融資については、約定どおり財政投融资へ償還を行ったことから、年度計画どおりでありBと評価する。 <評価の視点> ・財形融資について、平成25年度の運営費交付金廃止後も利益剰余金が維持されるなど、健全な財政運営を実施した。 ・利益剰余金 【平成27年度】97億円 【平成28年度】114億円 ・業務経費率 【平成27年度】0.17% 【平成28年度】0.14% ・金融機関等との連携を通じて債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・債権管理に係る書面による報告又は電話による報告を受けた金融機関数6機関 【平成27年度】 一般：4,808億円 貸倒懸念： 0億円 破産更生： 1億円 債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率0.03% 【平成28年度】 一般：4,352億円 貸倒懸念：0億円 破産更生：1億円 債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率	評定 B 以下の状況により、難易度を高く設定した目標の水準を満たしているとは認められないため、評定をBとした。 1 財産形成促進事業 適正な貸付金利の設定等により、自立的な財政規律により安定的な財政運営を行ったことは評価できる。 金融機関等と連携することにより、債務者及び抵当物件の情報収集を行い、適正な債権管理を行ったことは評価できる。 2 雇用促進融資事業 金融機関等と連携し、適正な債権管理及びリスク管理債権の回収・処理を行ったことは評価できる。 <指摘事項、業務運営上の課題および改善方策> 財産形成促進事業については、勤労者の財産形成の促進に資するとともに、より安定的・効率的な財政運営となるよう、資金調達方法や、剰余金の使途について、検証を行う必要がある。	
	III 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、債権	III 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、金融機	III 雇用促進融資事業 雇用促進融資の債権管理については、	III 雇用促進融資事業 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融资への償還等を以下のとおり行った。				

<p>管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。</p>	<p>関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。</p>	<p>金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。</p>	<p>・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>① 債権管理 例年どおり債権管理の徹底及び回収強化の協力依頼の文書を金融機関等へ発出し、金融機関等との連携を密にしながら、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、債権管理業務を委託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務指導 29回 ・法的措置 1件（競売申立） ・債権分類別残高及び貸倒引当額 <p>【平成27年度】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(残高)</td> <td>(貸倒引当額)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>11億円</td> <td>0.6億円</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念</td> <td>5億円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>破産更生</td> <td>19億円</td> <td>14億円</td> </tr> </table> <p>債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率 69.62%</p> <p>【平成28年度】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(残高)</td> <td>(貸倒引当額)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>4億円</td> <td>0.2億円</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念</td> <td>5億円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>破産更生</td> <td>16億円</td> <td>13億円</td> </tr> </table> <p>債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率83.92%</p> <p>貸倒引当金の算定方法 貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。 破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。</p> <p>② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。 (元金3.6億円 利息0.5億円) (平成28年5月25日) (元金6.9億円 利息0.6億円) (平成28年9月29日) (元金3.6億円 利息0.5億円) (平成28年11月25日) (元金6.9億円 利息0.4億円) (平成29年3月29日)</p> <p><平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p>貸付金利の設定においては、利用者にとっての利便性（商品性）と、財政面からの制度の安定性（収益性）の両側面から検討し、適切なバランスを取ることが不可欠と認識している。 金利水準が需要と機構の財政に与える影響は、その時々金融経済状況、例えば貸金や資材価格を含む物価、不動産価格、人口動態、住宅市場の需給、金融機関の資金需給、様々な規制等、様々な要因と関係している。 また、資金調達先であるとともに住宅金融市場での競合先でもある金融機関との関係にも配慮が必要である。 このように、貸付金利の決定に当たっては、きわめて多様な要因を勘案した調査・分析、検討が必要である。 このため、今後の貸付金利設定に際しては、専門家を活用して客観的、統計的分析を実施すると同時に、厚労省をはじめ関係機関と密接な意見</p>		(残高)	(貸倒引当額)	一般	11億円	0.6億円	貸倒懸念	5億円	1億円	破産更生	19億円	14億円		(残高)	(貸倒引当額)	一般	4億円	0.2億円	貸倒懸念	5億円	1億円	破産更生	16億円	13億円	<p>0.02%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進融資については、金融機関等との連携を通じて債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行った。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を29回実施し、現状の把握等適切な管理及び必要に応じた法的措置により、債権の回収・処理に努めた。 ・業務指導 29回 ・法的措置 1件（競売申立） <p>【平成27年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>破産更生</td> <td>19億円</td> </tr> </table> <p>債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率 69.62%</p> <p>【平成28年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>破産更生</td> <td>16億円</td> </tr> </table> <p>債権全額に占める貸倒懸念及び破産更生の比率 83.92%</p> <p><課題と対応> 利益剰余金はあるものの、国債金利マイナス化や、特例金利適用比率の上昇により、個々の案件の採算は悪化している。また、情報セキュリティ対策等の費用が増加傾向を辿っていることもあり、長期的に財政運営の健全性を維持するためには、スプレッドの水準や特例金利の適用内容等について、再検討が必要となっている。 転貸融資の減少傾向も続いていることから、需要増加のための商品性向上と財政運営上の健全性維持という二つの目標を適切にバランスさせるた</p>	一般	11億円	貸倒懸念	5億円	破産更生	19億円	一般	4億円	貸倒懸念	5億円	破産更生	16億円
	(残高)	(貸倒引当額)																																							
一般	11億円	0.6億円																																							
貸倒懸念	5億円	1億円																																							
破産更生	19億円	14億円																																							
	(残高)	(貸倒引当額)																																							
一般	4億円	0.2億円																																							
貸倒懸念	5億円	1億円																																							
破産更生	16億円	13億円																																							
一般	11億円																																								
貸倒懸念	5億円																																								
破産更生	19億円																																								
一般	4億円																																								
貸倒懸念	5億円																																								
破産更生	16億円																																								

					<p>交換・意思疎通を図りつつ実施することが必要と考えている。 こうした認識の下、平成28年度中は、適正スプレッド決定に際しての観点について、検討を進めてきた。その検討結果を基に、平成29年度には、外部コンサルタントも活用して、見直しを実施する計画である。当該見直し作業においては、資金調達方式についても代替案の検討も予定しており、関係先と積極的な意思疎通を図りながら、より適切な金利設定方式の構築作業を進めていく所存である。</p>	<p>め、多面的な分析・検討が必要と考えている。 雇用促進融資事業については、管理・回収業務のみであり、引き続き適切な債権管理等に努めることが重要である。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
4-1	第4 その他の業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上		
実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付	3,742件	3,819件	3,903件	8,745件			
達成度	年度計画の目標数に対する実績率	124.7%	127.3%	130.1%	291.5%			
中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度1,000件以上	1,000件以上	1,000件以上	1,000件以上	1,000件以上	1,000件以上		
実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付	1,014件	1,035件	1,514件	1,122件			
達成度	年度計画の目標数に対する実績率	101.4%	103.5%	151.4%	112.2%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。</p> <p>① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。</p> <p>③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付する。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。</p> <p>① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。</p> <p>② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して、直接財形制度導入の勧奨を行うとともに、3,000件以上に資料を送付する。</p> <p>③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,000件以上送付する。</p>	<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 <p>・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普 	<p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について</p> <p>退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行った。</p> <p>① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するなど、両事業の関係機関等に対し、連携して以下のとおり効率的な広報活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月発行の「中退共だより15号」に財産形成促進事業の広告を掲載し、中退共加入事業所及び関係機関等へ配布(368,291部)するとともに、ホームページに掲載した(平成28年4月)。 ・建退共事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。(継続) ・建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告掲載を行った。(平成28年9月) ・「福祉情報」に退職金共済事業と共同で財形制度の広告掲載を行った。(平成28年9月) <p>② 中退共事業の新規加入企業を対象とするアンケート調査において、財形制度に関するアンケート項目を追加し、財形制度に興味を持つと回答した事業主に資料を送付するため、資料送付対象を例年の従業員数51人以上から5人以上に拡大し、8,745件に資料送付を行った。</p> <p>③ 埼玉県全域及び大阪府の一部の未加入事業所(1,122件)に中退共事業と財産形成促進事業の資料等を送付した(平成28年7月)。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業の新規加入企業を対象とするアンケート調査において、財形制度に関するアンケート項目を追加し、財形制度に興味を持つと回答した事業主に資料を送付するため、資料送付対象を例年の従業員数51人以上から5人以上に拡大し、8,745件に資料送付を行った。この結果、数値目標達成率は291.5%となった。 ・中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を1,122件送付した。数値目標達成率は112.2%であった。 ・予算に対しては、その範囲内で適正に執行し、予算額に比し、約562百万円の減としたほか運営費交付金については適正に執行した。 <p>また、財形融資事業における短期借入金についても借入限度額範囲内で、適切に借入を行った。</p> <p>職員への研修、人事異動については、適切に実施した。</p> <p>また、職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者を集めることができた。</p> <p>以上のことから、概ね年度計画どおりでありBと評価する。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対して、中退共事業本部が財形事業本部と連携して「中退共だより」に広告を掲載する(4月)とともに、資料 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>以下の状況より、中期目標において所期の目標を概ね達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p>財産形成促進事業の資料送付に関しては、目標を達成していると認められる。</p> <p>また、退職金共済事業と財形事業の業務連携については、</p> <p>① 中退共事業本部が発行する「中退共だより」に財形制度の広告掲載を行い、加入事業所及び関係機関等へ配布した(「中退共だより」は機構ホームページにも掲載)</p> <p>② 建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置。</p> <p>③ 建設業事業者及び福祉関係者向けの広報誌に広告を掲載しなどの取組を行った。</p> <p>予算については、年度の予算枠の中で予算執行したとともに、災害時における事業継続が可能となるよう対策を講じた。</p> <p><業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>職員の研修については、特に若年層に対して、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成する研修プログラムを充実させていく必要がある。</p>	

<p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。</p>	<p>④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付する。</p> <p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。</p> <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>別紙(略)</p>	<p>④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付するとともに制度の概要の説明を行う。</p> <p>⑤ 主要労働局が主催する就職説明会への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主に対して直接勧奨を行う。</p> <p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。</p> <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>① 機構総括</p>	<p>及促進における両事業の連携を図っているか。</p> <p>・災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。</p>	<p>④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会 15 か所(北海道、宮城、埼玉、千葉、東京 4 件、神奈川、愛知 2 件、大阪 2 件、広島、福岡)において、財産形成促進事業に関する資料を配布し、併せて制度概要の説明を行った。</p> <p>⑤ 地方労働局等が主催する就職説明会等の会場において、中退共本部と財産形成事業本部が連携し、参加企業のうち中退共制度及び財形制度への未加入企業 179 社に対し、直接、制度の案内及び利用の勧奨を行った(12回)。</p> <p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>○中退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示による業務継続(BCP)のテスト作業を実施した(平成29年2月)。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 <p>○建退共、清退共、林退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施している。 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。 <p>○財産形成促進事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。 <p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p>① 機構総括 別紙-1のとおり</p>	<p>送付も行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財形事業本部が実施した広告代理店を活用した財形制度と転貸融資制度の周知広報キャンペーンや、財形制度に関するインタビューにおいては、退職金共済制度についても宣伝に努めた。 ・建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度の広告掲載を行った(9月)。また、事務局長会議において、財形制度の説明に加えて資料の配布を行うとともに建退共各支部に財形制度のリーフレット(送付先47か所)を送付した。 ・中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料の配布及び制度概要の説明を行った(開催数15回 出席事業所数545所)。 ・建退共事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口にて財形制度のパンフレットを設置した。 <p>災害時における事業継続性強化のため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデ
--	--	--	---	---	--

	<p>別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり</p> <p>2 収支計画</p> <p>別紙(略)</p> <p>2 収支計画</p> <p>① 機構総括 別紙-8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-10のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-11のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-12のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-13のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-14のとおり</p> <p>3 資金計画</p> <p>別紙(略)</p> <p>3 資金計画</p> <p>① 機構総括 別紙-15のとおり ② 中退共事業等勘定</p>	<p>・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。</p> <p>・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。</p> <p>・短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。</p>	<p>② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-6のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-7のとおり</p> <p>2 収支計画</p> <p>① 機構総括 別紙-8のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-9のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-10のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-11のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-12のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-13のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-14のとおり</p> <p>3 資金計画</p> <p>① 機構総括 別紙-15のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-18のとおり</p>	<p>ータ破損等に備えた対策を実施している。また、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。</p> <p>・財産形成促進事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、外部におけるデータのバックアップを実施した。</p> <p>・予算の範囲内で適正に執行したことにより、約562百万円の減となった。</p> <p>・雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。</p> <p>・財形事業については、借入限度額(600億円)の範囲内で借入を行った。また、借入を行った理由については、債券の償還と調達資金の入金の時差のためであり、業務遂行上、適切なものであった。</p> <p>78億円(平成28年12月26日～27日) 125億円(平成29年3月24日～28日)</p>
--	---	--	---	--

	<p>別紙-16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-18のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業においては 20億円</p> <p>② 建退共事業においては 20億円</p> <p>③ 清退共事業においては 1億円</p> <p>④ 林退共事業においては 3億円</p> <p>⑤ 財形融資事業においては 600億円</p> <p>⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p>	<p>別紙-16のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-17のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-18のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業においては 20億円</p> <p>② 建退共事業においては 20億円</p> <p>③ 清退共事業においては 1億円</p> <p>④ 林退共事業においては 3億円</p> <p>⑤ 財形融資事業においては 600億円</p> <p>⑥ 雇用促進融資事業においては 0.1億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p>	<p>⑤ 林退共事業等勘定 別紙-19のとおり ⑥ 財形勘定 別紙-20のとおり ⑦ 雇用促進融資勘定 別紙-21のとおり</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。 78.00億円(平成28年12月26日～27日) 125.78億円(平成29年3月24日～28日)</p> <p>その他の事業において、借入実績はなかった。</p>		
--	--	--	--	--	--

	<p>② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p>	<p>② 財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため。</p> <p>③ 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>④ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② これまでの研修結果を踏まえ、「平成28年度研修計画」を策定、実施する。</p>	<p>・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。</p>	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画方針</p> <p>① 平成29年度の職員採用については、機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへの募集依頼、「Uni Career（企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス）」を利用して各大学等に求人情報を提供のみならず、平成28年度から新たに就職情報サイト「リクナビ」への掲載を行った結果、322名の応募者があった。 また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接を実施し、計10名を採用した。</p> <p>平成28年10月1日採用 2名 平成29年 4月1日採用 8名</p> <p>② 「能力開発プログラム」に基づいた実施計画により各研修を実施した。 （添付資料⑥ 能力開発プログラムの概要） また、これまでの研修結果を踏まえ、平成29年度研修計画では、上級管理職のマネジメント能力向上研修を加える等の改善を行った。 平成28年度研修実績 159回 1,201名参加 ・基本研修 14回 420名</p>	<p>・職員の採用については、幅広い募集を行った結果、多数の応募者があり、筆記試験、集団討論による面接、最終個別面接により、10名を採用した。 ・研修については、これまでの研修結果を踏まえ、平成29年度研修計画では、上級管理職のマネジメント能力向上研修を加える等充実を図った。 ・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った（平成28年7月、平成28年10月、平成29年1月、平成29年4月）。</p>	
--	---	---	--	---	--	--

	<p>③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。</p>	<p>③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内の人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を行う。</p>		<p>・実務研修 145回 781名</p> <p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。また、職員の超過勤務時間縮減に取組み、業務量等に応じた適切な人員配置を実施するとともに4月の繁忙期に向け課室の再編等の検討を行った。</p> <p>特に、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、平成28年度中に機構職員のうち37.9%の人事異動を行った(平成28年7月、平成28年10月、平成29年1月、平成29年4月)。</p> <p>今年度新たに、一般事業主行動計画に基づき、「こども職場参観日」(参加人数6名)、「仕事と育児の両立支援講座」(参加人数:一部 38名・二部 13名)を実施した。</p> <p><平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況> 職員の研修については、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成するため、平成28年度においては、次のような研修を新たに行った。</p> <p>① 採用1年目の職員を対象に、業務を振り返り、これからの課題を見据えたフォローアップ研修 ② 子育て中もしくはこれから育児を行う世代を対象とした仕事と育児の両立支援講座 ③ 全役職員を対象とした運用トピック情報報告会(従来は管理職以上を対象)</p> <p>第10 積立金の処分に関する事項</p>	<p><課題と対応> 平成28年度は概ね計画どおりの実績を挙げることができたが、退職金共済事業と財産形成促進事業を行っている機構の一体性にかんがみ、シナジー効果を発揮するための取組を引き続き講じていくこと、また、職員研修の充実等についても引き続き取り組むことが重要である。</p>	
	<p>第10 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業</p>	<p>第10 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務 ③ 財産形成促進事業 ④ 雇用促進融資事業</p>				

4. その他参考情報

特になし